



	事業の利用者負担等に関する条例の制定について	生活環境 (原案可決)	
第25	議案第21号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について		(原案可決)
第26	議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について		(原案可決)
第27	議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について		(原案可決)
第28	議案第27号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について		(原案可決)
第29	議案第31号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		(原案可決)
第30	議案第32号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第2号)		(原案可決)
第31	平成26年陳情第1号 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について		(不採択)
第32	議案第33号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について		議会運営 生活環境付託
第33	議案第34号 大竹市議会委員会条例の一部改正について		即決

#### ○会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から日程第11 議案第11号(一般質問及び総括質疑)
- 日程第12 議案第15号から日程第23 議案第30号(報告・表決)
- 日程第24 議案第14号から日程第30 議案第32号(報告・表決)
- 日程第31 平成26年陳情第1号(報告・表決)
- 日程第32 議案第33号(説明・付託)
- 日程第33 議案第34号(説明・表決)

#### ○出席議員(16人)

1番 寺岡公章	2番 和田芳弘
3番 大井 涉	4番 網谷芳孝
5番 藤井 馨	6番 乃美晴一
7番 児玉朋也	8番 北林 隆
9番 山崎年一	10番 細川雅子
11番 上野克己	12番 原田 博
13番 二階堂 博	14番 田中実穂
15番 西川健三	16番 山本孝三

#### ○欠席議員(なし)

#### ○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市 長	大原 豊
教	育 長	大石 泰

総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼  
福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙  
管理委員会事務局長  
企画財政課長  
産業振興課長併任  
農業委員会事務局長  
自治振興課長  
社会健康課長  
監理課長  
総務学事課長  
生涯学習課長

太田勲男  
青森浩治  
正木丈治  
大和伸明  
稲田正文  
西岡靖成  
米中和成  
吉岡和範  
中川英也  
吉田茂文  
政岡修  
香川晶則  
野崎光弘  
橋村哲也

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

福重邦彦  
三浦暁雄

十

10時01分 開議

○議長（寺岡公章） さきの東日本大震災から4年が経過をいたしました。改めて被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対しまして深く哀悼の意をあらわします。

また、被災地の一日も早い復興を心より願い、黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（福重邦彦） 黙祷。

黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（寺岡公章） 改めまして、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、3番、大井 渉議員、4番、網谷芳孝議員を指名いたします。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1～日程第11〔一括上程〕

議案第 1号 平成27年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成27年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成27年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成27年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成27年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成27年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成27年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成27年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成27年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成27年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成27年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（寺岡公章） 日程第1、議案第1号平成27年度大竹市一般会計予算から日程第11、議案第11号平成27年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月9日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

3番、大井 渉議員。

〔3番 大井 渉議員 登壇〕

○3番（大井 渉） 市民の味方の大井でございます。今、黙祷をいたしましたけど、東日

本の大震災でお亡くなりになり、いまだに行方の不明で多くの方が犠牲になられ、また、避難生活を余儀なくされている方々に哀悼の意と心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

原発はクリーンで安全だと、そう言われ、年金は100年安心と、そう言われ続け、国民は、あるいは市民は、それを信じてまいりました。もろくも崩れました。責任ある立場の人の発言は、より慎重に、より根拠に基づいたことを発信していただきたいと思います。

きょうは3件のことにつきまして、質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、地場産業の振興と商店の存続施策を問いますということでございますが、景気は本当によくなっているのかということでございます。

株価が上がるのは、もうける力のある会社、あるいは将来にわたって大きくもうける、期待される会社の株が上がるのは実態の伴う株価の上昇だと思いますが、株価だけでは判断できませんけど、本市の景気と申しますか、景況はどのように見ておられるのか。景気調査などがあれば、それによりお答えをさせていただきたいと思います。アベノミクスによって日本の企業の収益力は劇的に変わったのかということ、私は、地方にはそのような波及効果はまだ出ていないのではないかと、このように思っております。まず1点、そこをお聞きいたします。

次に、大型店と言われる、要するに1,000平米を超える大型店の出店が相次ぎました。中小零細の商店は、どのような影響を受けているのか、その対策等は講じられているのか、また今後、そういうことであれば、どのような対策を検討しておられるのか、お伺いをいたします。

市内においても、大型店の影響で商店の廃業などが進み、社会問題化している買い物難民などの対策も含めて検討する時期になっているのか、その辺の状況もあわせて御答弁をいただきたいと思います。

地域経済が疲弊してくると、市民や地域の格差が生じてくることは明らかでございます。本市は工業都市で、製造業に特化したまちで、創意工夫、知恵の出どころだと思います。担当部署は産業振興課になろうかと思えます。あるいは企画財政課のほうも、そうなるかと思えます。経済界で言えば、商工会議所や地域産業振興センターへの連携を強化するとの、昨年の決算委員会での御答弁でございました。ことしの予算書には、国からの補助でのプレミアム商品券というのがございますが、それ以外に何か、これは広島県内でも、全国でもほとんどのまちが実施されるようですけど、大竹市独自の新しい企画なりアイデアなり、そういうものがあれば御披露いただきたいと思えます。

次に、定住促進施策の費用対効果についてお伺いをいたします。

昨年の10月の決算委員会でも質問いたしましたが、時間の関係で、きょうは少し残りの部分をお聞きしたいと思います。

費用対効果というのは非常に大げさな言い方でございますけど、民間では、収益を目的にした会社などで、数字が全てでございます。ですから、その費用対効果の検証が非常に厳しく行われていますが、では、大竹市という自治体では、その費用対効果という、収益を目的にしていない組織としての考え方、これはまた数字だけ、あるいは金額だけという

ものをもって評価するものではないと、このように思っておりますし、非常に難しい問題だと思っております。

決算委員会の中で、たまたま資料要求をいたしました。それは、隣の廿日市と和木町でございました。本来なら広島県の平均、23市町の数字が望ましく、それをいただきたかったのですが、県のほうではそういう調査はしていないということでございましたので、隣の廿日市と和木町の子供人口のパーセンテージを出していただきました。

それによりますと、廿日市市が大竹と同規模、今、廿日市は11万7,000人おられますけど、これが2万8,300人の人口になったときには、ゼロ歳児から15歳児までの子供人口がどうなるかといいますと、大竹市はもう500人ふえなきゃいけないという数字になつると思います。隣の和木町、これでは1,200名。和木町が大竹市と同じ人口になり、そうなれば1,200名ものゼロ歳児から15歳児の方の人口がふえなければいけないということになっております。少し大きな差をつけられているんじゃないかと思っております。

なぜ子供人口を申し上げますかといいますと、子供さんがおられるということは、当然、生産年齢人口も多いということでございまして、比例しているわけでございます。今までのような定住促進政策を後期のわがまちプランの中に反映していくのか、それとも少し見直しをかけるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

30代、40代、50代の人材がなぜ必要かと申しますと、市民の命や財産を守る消防団員の入団が難しいという声、自治会活動の防災組織を立ち上げても、なかなか機能しない、自治会組織そのものの運営も難しいんだと。若い人がいないまちは、何か元気がないような感じがいたします。大竹の魅力とは何かを考えたときに、これという物がなかなか見当たりません。30年前、40年前は、大手企業が地元採用され、多くの若者が定住していました。企業もグローバル化の中では採用を控えたり、人件費の削減を考えた経営にシフトされてきました。今は昔、その夢を見ても願いがかなうものではないということ踏まえて、新たな定住促進の必要性を考えてみてはどうでしょうか。

定住促進につきまして最後でございますけど、昨年10月、栗谷中学校を最後に、一応、市内小・中学校検討充実委員会の結果に踏まえた統廃合が全て終わりました。5校が廃校になりました。その地域の定住促進策、あるいは少しでも過疎化をおくらせる施策などというものは、本来は廃校とセットで考えるのが常識的な進め方だと私は思っていますが、現在はどういう策を考え、あるいは地域と協議をしておられるのか。フォローとケア、そういうものについて必要だと思います。その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、小方まちづくりと旧小方小・中学校跡地の方針、方向についてお聞きをいたします。

去る2月24日に小方地区懇談会が開催され、傍聴させていただきました。小方地区が最後の懇談会ということで、市長以下、幹部職員の方は大変お疲れでございました。地域住民から多くの意見が出て、その場で回答できないものは書面で回答書を配付しておられました。これも大変な作業だったと思います。

そこで、そこから質問が出たことにつきまして、また改めて問う形になるんですが、今、地価が非常に下落していると。急激な下落をしているということで、大願寺はああいう形

で急いで売られました。3年間で70%近く下落した金額で売却されました。そういうことを考えますと、この小方の小・中学校跡地も、早い売却が望まれます。そのためには、どういう方向、方針なのかということを示していただかないと、なかなか前に進まないんじゃないかと思います。具体的なスケジュール等、わかりましたらお聞かせいただきたいということ。

それから、一昨日の一般質問でもございましたが、小方新駅の設置ということが書かれておられます。委員会でしたか、協議会でしたか、建設部長さんのほうから、駅設置までには早く10年かかるというようなこともございました。いろんな資料を見ますと、22年ごろから、もうJR西日本とは協議をしていないと。それは先に、玖波駅、あるいはその次は大竹駅の自由通路という優先順位がついておるんで、その後になると。そういうことを考えれば、当然、10年先ということも考えられますけど、本当に新駅設置ということとは可能なのかどうなのかということ。それから、新駅設置ということになりますと、今の土地の売却、それを民間に売却して返済に充てるという、この計画が同時に可能なのかどうかということ。大きな費用もかかりますし、その土地、跡地の、市がロータリーなり駐車場なり、国道からの入れる道路をつくったり、そういうことで取られてしまいますので、本当にそういうことが、財政的、あるいは返済というものはどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後になりますけど、これも地区懇談会で出たことでもございますけど、旧市民プール周辺の市民の皆さんから、まず、除草、草を取り除いてほしいと。それにより、プールに少し水がたまってると。これで蚊の発生が非常に多くなったと。大変困っている。聞きますと、19年から、あの市民プールはもう使っていないということをお聞きしております。以前に、何ていいますか、協議会だったか、委員会だったか忘れましたが、小方の小・中学校の解体をするというときに、同時に市民プール、あるいは、みどり放課後児童クラブ、それから樹木ですね、植栽、そういうものも全て一時に撤去しますと。そのほうがコストが非常に安くかかるんですということも言われましたけど、それが教育施設に該当しないということで、その3つは残ったままでございます。大型事業も大切なこととは思いますが、まず、そういう市民が困っている、そういう身近な対策、そういう事業に一日も早く対策を練っていただき、その効果を出していただきたいと、このように思う次第でございます。

以上、3点でございます。

壇上での質問は終わらせていただきます。よろしく御答弁のほど、お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御質問ありがとうございます。

6時間にも及ぶ事前のヒアリングで、熱心にお話をされたこと。そのことにより用意をいたしました答弁でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、大井議員の御質問にお答えいたします。

なお、旧市民プール周辺の除草や蚊の発生への対策につきましては、後ほど教育長がお

答えします。

1点目の地場産業の振興と商店の存続施策についてでございます。

まずは、アベノミクスによる地域への波及効果についてお答えいたします。

地域の経済情勢を知る資料の1つとして、財務省が四半期ごとに、個人消費、設備投資、輸出入、企業収益、雇用情勢等のデータから総合的に経済情勢を診断した「経済情勢報告」が公表されております。アベノミクスが打ち出された後の報告では、広島県内における経済情勢につきまして、複数の業種から明るい声が聞こえる、持ち直しの動きが続いているなど、経済情勢が好転する方向となっておりますが、消費税増税後から最近の報告では、「一部に弱さが見られるものの、穏やかに持ち直している」と総括診断されております。

また、広島県商工会議所連合会も、四半期ごとに会員を対象に管内企業のマインド調査を実施し、広島県の景気観測を公表されております。景況の推移からは、アベノミクスを打ち出して以降、前年同月と比較した当月の景気感を示す数値は、景気は上向き傾向であるとする回答の割合が徐々にふえていましたが、消費税増税後は徐々に減少し、最近はやや横ばいとなっております。

また、地場産業の皆様方もしっかりとした経営をされており、法人市民税の状況から、大手7社を除く市内企業の景況感を推しはかりますと、下げどまり傾向にございます。

今回、国は、地方創生「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を打ち出し、仕事の創生と人の移動の好循環による地域の活性化に向けての取り組みに力を入れようとしておりますので、本市といたしましても、しっかりとこの機会を生かしてまいりたいと考えております。

次に、大規模小売店舗が相次いで進出する中、地元小売店への対策についてでございますが、山本議員の御質問でも答弁いたしました。中小企業融資制度はもちろんのこと、中小企業相談所を初めとして各種団体への補助金の交付など、引き続き支援していく予定でございます。

また、今年度においては、中小企業振興対策事業としまして、専門家による経営支援個別相談会や商品案内看板作成講習会などを開催し、個々の小売店の販売力や経営力を強化していくことに重点を置いた事業に取り組んでおります。

今後、市内にも大型マンションが2棟建設されます。これを好機と捉え、マンション住民をいかにして商店街等の顧客としていくのかということも、個々の商店や商店街組織として考える必要があると思っております。

次に、市産業振興課や地域経済団体で具体的な新規事業はあるのかということでございますが、市としましては、新規事業として、プレミアムつき商品券販売事業を予定しております。また、大竹地域産業振興センターでは、商店街の利用促進を目的としまして、商店街等の飲食店で昼食がお得に利用できるクーポン券の発行を予定しております。

今後とも、商工会議所等と連携して、地域の産業の振興の取り組みを推進してまいります。

続きまして、2点目の定住促進施策の費用対効果の御質問にお答えいたします。



まず、本市の定住促進施策の効果についてでございます。

人口減少が進む我が国において、生産年齢人口も減少傾向にございます。本市では、人口の社会減を改善することを目的として、定住促進施策を推進してまいりました。その結果、社会減は改善傾向にあり、定住施策全体として一定の効果が認められています。

次に、現状での定住促進施策の調査・研究・分析などの結果についてでございます。

本市の定住促進施策を取りまとめた大竹市定住促進アクションプランの策定時に、市内9事業所の従業員約3,000人を対象としたアンケートや、従業員規模の多い事業所へのヒアリング、各種統計調査の結果等を分析し、本市の定住促進に関する課題を整理しています。

平成23年度にこの計画の中間検証を行っていますが、計画にある分野別実施事業をわがまちプランの実施計画の中で定住促進に向けた重点事業として位置づけたことから、わがまちプランの前期基本計画に合わせて期間を延長したところでございます。現在、わがまちプランの前期基本計画の評価とあわせて、大竹市定住促進アクションプランの最終評価に取り組んでいるところでございます。

次に、地域から学校がなくなる地区に対して市の対応につきましては、小学校が有していた学校教育以外の機能を補完していくことを基本的な方針としています。

統廃合により、学校が有していた教育機能、文化機能、交流機能など、避難収容の防災機能といった機能がなくなりますので、自治振興課が市長部局の窓口となり、地区住民の方々と対応を協議してまいりました。

その結果、松ヶ原地区と木野地区では、その機能を補完する施設として集会所を整備することになりました。阿多田地区と川手地区では、学校跡地の活用について、地区住民の方々との協議を教育委員会と一緒にしてきたところでございます。栗谷地区につきましては、栗谷小学校が存続しており、教育機能を含む学校機能は残っていますので、機能補完の必要性は特にありませんでした。

学校がなくなったとしても、地域が寂れないよう地域を元気にしていく取り組みが大変重要でございます。私は、その原動力となるのは、地域に住まれる人たちの地域を愛するお気持ちであり、自分たちの地域は自分たちでつくるという強い思いではないかと考えております。

松ヶ原地区では、この地区を拠点とする市民活動団体が旧小学校校舎で雑貨市のイベントを開催し、市内外から多くの人たちを地区に呼んで交流やにぎわいをつくっておられます。松ヶ原自治会でも、新たに高齢者の交流事業を始めようとする動きも生まれています。また、木野地区では、地元の団体が中心となり、木野集会所で子育て支援事業や異世代交流のイベントを開催しているところでございます。

それぞれの地区が魅力ある地域になっていくことが、定住につながる第一歩ではないかと思っております。そのためには、地域資源を生かしながら、「ない物ねだり」でなく「ある物探し」で、地域住民の方々と行政が一緒になって、住みよい地域づくりのために取り組んでいかなければならないと考えております。

最後に、3点目の小方まちづくりと旧小方小・中学校跡地の方針、方向についてござ

います。

まず、具体的スケジュールについてでございますが、岩国大竹道路の図面案が示されましたので、市内では、旧小方小・中学校跡地の売却を基本とした活用の検討を行っているところでございます。検討案がまとまりましたら、それをたたき台として基本構想案の検討に移ってまいります。

まだ、議会にお示しするところまで取りまとめはできていませんが、さきのまちづくり対策特別委員会において、委員会として集約された構想について検討を依頼されたところでございますので、いただいた御意見につきましても検討させていただきたいと思っております。

具体的に動き始める時期についてのお問い合わせでございますが、小方ヶ丘の造成地の場合は、小方学園の開校時期も決まり、住宅地としての早急な売却が、議員の皆様はもちろん、多くの市民の皆様の望むところであったと思っています。一方、旧小方小・中学校跡地は、今まさに議会とも足並みをそろえて、活用の方向について検討を始めたところでございます。いまだに地価は下落傾向ではありますが、より魅力的なまちづくりを考えることで、まちのさらなる活性化を目指したいと思っております。

まちづくり対策特別委員会の小方まちづくりでの意見集約では、全員一致で新駅をという御意見でございました。これまでも新駅の実現のためには、住民の皆様方の熱意や行動が必要だと申し上げてまいりました。全額、地元負担となるという厳しい要件がございますが、多くの皆様の要望にきっと応えられますよう、全体の財政バランスを見ながら努力をさせていただく考えでございます。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） おはようございます。

それでは、旧市民プール周辺の除草や蚊の発生への対策についての御質問にお答えさせていただきます。

旧市民プールは、昭和38年の開設以来、長い間、市民の皆様の遊泳場所として親しまれてきましたが、施設の老朽化が著しく進み、平成19年度に使用を中止し、平成25年3月に条例を廃止して現在に至っております。

旧市民プール跡地は、隣接する旧小方小・中学校跡地と一体の土地と考えておりまして、これまでも御説明させていただいておりますが、跡地の活用が明確になるまで、施設の解体・撤去等につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

議員御指摘のように、除草や蚊の発生など、住民の皆様にご迷惑をおかけしていることにつきましては、申しわけなく思っております。

旧市民プールの跡地の管理につきましては、毎年、除草を行っておりますが、来年度からは除草の回数をふやすとともに、除草剤の散布、害虫を駆除するためのプールへの薬剤の投入を行い、周辺にお住いの方が生活しやすい環境づくりに努めたいと考えております。

実施に当たりましては、地元自治会と連絡を密にとりながら、御迷惑がかからないようにしたいと考えていますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上で、大井議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 3番、大井議員。

○3番（大井 渉） ありがとうございます。

それでは、最初の1番の、地場産業の振興並びに商店の存続施策について、少しお聞きしたいと思います。

市役所においても、地域においても、企業でもそうでございますが、人材のよしあしで、隆盛あるいは衰退ということが、決まるものがほとんどだろうと思っております。いかにいい機械があっても、ツールとしてしかないわけでありまして、それをどう使いこなすかは人材にあらうかと、こう思っております。

先ほど市長が答弁されましたように、商売をされる人、あるいは経営者というのは、みずから、そういう人一倍の情熱を持って、そういう人でないと淘汰されていくという今は時代になつてまいろうかと思っております。

しかし、こういう長引く景気の低迷、それから人口減、それから消費税等の増税、いろんな要素が重なりまして、大竹だけでなしに全国各地が疲弊してまいつております。そのときに、じゃあ、誰が、どこが、新しいそういうものを考えていくかといったときには、先ほど申し上げましたように、人材であらうかと思っておりますし、その団体・組織だろろうと思っております。

特に、産業振興センターについてお聞きをしたいと思うんですが、経済界で言いますと商工会議所、あるいは産業振興センターでございますけど、商工会議所というのは、御存じのように商工会議所法という法律に基づいて設立されたものでございまして、昭和23年に設立したわけですから、大竹より6年早く設立したわけでございます。最初は社団法人でございましたけど、商工会議所法という法律に基づきまして、29年に商工会議所という形で社団法人が取れました。これは、あくまでも会員制と。会員というものを中心に物考える団体でございます。

きょうお聞きする地域産業振興センターでございますが、この経緯については、事前のヒアリングで担当課の方に、なぜこの地域産業振興センターができたかという経緯については、よく調べておいてほしいということをお願いを申し上げました。平成2年に、大竹市が要請され、あるいは指示されて設置されたものでございます。オープンセレモニーには、現在の外務大臣であります岸田外務大臣のお父さんが、当時、国会議員としてテープカットに来ていただきました。その期待の高さというものを、当時、私は実感させていただきました。

ところが、最近、耳にしたところによりますと、この地域産業振興センターは、市が2分の1の補助を行っております。商工会議所の3階は倉庫でございましたんで、そこに市役所から3,500万円、商工会議所のほうから3,500万円の寄附を募りまして、計7,000万円という金額で、財源で産業振興センターを設立したわけでございます。しかし、そこには、これは確かな情報ではございませんけど、二、三の人から聞いたところによりますと、あるいは関係される人から聞いたことによりますと、この産業振興センターには誰一人、人を置かないで、全部1階に、商工会議所の事務局と一緒にして、全て兼務にするんだとい

うようなことを考えておられるということをお聞きしました。それが事実かどうかということは、その産業振興センターの理事なり委員になっておられます総務部長、あるいは産業振興課の課長、これは役員として出とられるわけでございますので、その辺どういうふうにお考えなのかと。

自分も担当しておりましたので、振興センターを少し御披露させていただきますと、まず、巡回バスというものが大竹にございませんでした。どうしても大竹には、隣の大野とか廿日市とかは広島電鉄のバスが走っておりましたけど、大竹市にはバスがなかったんです、巡回するバスが。栗谷線、あるいは美和に行く定期バスしかなかったので、市内を巡回するバスが必要だろうということを一番先に打ち出しました。そして地域産業振興センターで「巡回バス運行検討委員会」というものを立ち上げました。そしたら、数カ月たって、市の助役さんのほうから、非常にいい企画なので、市のほうも立ち上げたいんだと、協力してもらえないかという要請がございまして、我々の産業振興センターの担当の委員長といいますか、責任者の方が大竹市のそのこのメンバーに入って委員になられたわけでございますけど、我々は我々で、最後まで市内全部を、バスを貸し切って、十数名の方で、タクシー業者の方も全部入れまして、どういう巡回バスがいいのかということを検討しまして、市のほうにそういう提案書を提出したわけでございます。それが現在の、こいこいバス、幹線バス等になっておるんだらうと思っております。

また、年末に駅前でイルミネーションというのを、非常にきれいな年末の大竹市の風物詩のようになってますけど、あの事業も、みどり橋から、もう閉店しましたけど、中央フードの辺までですね、あそこをイルミネーションで全部飾って、3年間という約束で大竹を明るくしようと、温かいまちにしようというようなことで、NHKも地元からの生放送もしてくれました。こういうことも産業振興センターが提案して、今、その一部をその地域の方が引き継いでおられます。あるいは、日曜市、リフォームセンターの創設、特産品の研究グループやゆめ倶楽部、また、市で最初に、今、全国でもはやっておりますけど、婚活、この事業も大竹で第1回目は産業振興センターの主催で行いました。数ある事業を企画してきたわけでございます。

その企画してきた、産業振興センターというのは会員制ではございませんので、行政寄りの物事を地域全体の考えにさせていただきたいという、補助金を出すときの、当時の助役さん、お二人おられました豊田さんのときの助役さん、それから中川市長のときの助役さん、その方が交換条件で言われたのが、運営体制、事務局体制、新規事業、こういうものをちゃんと考え、体制をちゃんとしてくださいよと。そうでないと、この補助金は切りますよということを強く言われて、一生懸命、本当に体調が壊れるぐらい、ストレスがたまると、そういうところまで、この産業振興センターの補助金が切られたら閉めなきゃならないのでということで、一生懸命考えました。市長じゃありませんけど、本当、死にもの狂い、命がけていろいろ事業を考えてきたわけでございますけど。

それが、聞くところによると、事実かどうかはわかりませんが、それが1階で商工会議所職員と一緒にあって、ことしも同額の400万円が組まれております。本当にこういうことで、あるいはそのこの役員として、それでいいのかどうなのか。それはちょっと、大切

な税金を使う以上、先ほど言いましたお二人の当時の助役さんからのことを考えますと、非常に無駄遣いといいますか、減額、あるいは不要というように思うんですが、その辺のお考えをお聞かせください。そのところを、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） それでは、まず第1点目の、産業振興センターが3階から1階に移るのかという御質問でございますけれども、昨日、産業振興センターの運営理事会が開催されました。その中で、今後の運営方針について事務局のほうから御説明をいただきました。

今、商工会議所は、産業振興センターの職員さんを含めて、合計12名いらっしゃいます。そのうち、昨年から、また、ことしの10月ぐらいにかけて人が多く退職され、そのうちの約6名が新人さんといいますか、そういったような状況になります。それで、産業振興センターを上にとくよりも、1階の商工会議所の事務室に移して、それぞれが商工会議所、産業振興センターの仕事を補完し合う、協力して助け合うというような御説明がございました。

また、出席された理事の皆様方の御意見としたら、それはそれとして、今の状況では仕方がないであろうと。そして、じゃあ、空になった産業振興センターについてはどういうふうな運営をしていくのかということがございまして、それは1階に職員が移っても、4月1日からは産業振興センターが1階の事務室に移動するといったことを皆さんに周知する。そして、それがわかるように、また1階の場所にそういった張り紙で告知をしていくというような御説明もありました。

そして、じゃあ、急に産業振興センターのほうにフリーで来られた場合、どうなるのかと。これについては、その告知の紙と、また、上には、3階には内線も通話可能な状況にしておるということでございますので、それによってまた御連絡なりができるのではないかと御説明です。事務所は1階に移りますけれども、産業振興センター自体は3階に施設的には残りますので、これまでどおり使用はやっていくという説明でございました。

それと、400万円の補助金でございますけれども、これが適正かどうかということにつきましては、その事業の目的、内容について、市の補助金交付規則に基づきまして、こちらのほうは決定しておりますので、事業の内容が変わらないのであれば、それは別段問題ないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 3番。

○3番（大井 渉） 産業振興センターが、理事会なり委員会があるんでしょうけど、そこが決められたからといって、出すほうの市役所というのはちゃんと考えなきゃいけないんで、そこが決められたから出すんだという、それは全然あべこべだというふうには私は思います。

あの当時、7,000万円ものお金をつぎ込んで、産業振興センターというのをつくったわけです、要するに。そこに誰一人も人がいなくなって、全部1階におろしてしまっ、ちゃんと仕事ができるんですと。そんなにスーパーマンみたいな職員がおりますかね。

大竹市で言えば、水道局はつくりましたと。でも誰一人いませんと。全部こちらと兼務

しとるんですと。大丈夫ですよと。じゃあ、あんなものつくらないいいじゃないのと。同じですよ、考え方が。片方では、そういうお金は命がけ、死にもの狂いでやってほしいと。大切な補助金だからと片方では言われながら、そういうところを、ちゃんと行政として言っていたきたいですね。二人の方が理事で出とられるわけです、役員になっておられるわけですから。

最近、さっき市長からの答弁の中で、クーポン券を持っていけば飲食店が安くなるというような。これ、リクルートが全国版でやってますよね、こんなのはですね。大した発想でもないですし。そうじゃない、本当に。

きょうも私、ちょっと見てきたんですけど、この前もちょっとテレビで見たときに、兵庫県の何市だったか、ちょっとかなり40キロも50キロも山に上がったところで、お母さん方といますか、そういう方々が巻きずしをつくっておられるんですよ。そこ、もう予約制でいっぱいなんですよ。テレビでやっておりました。多可町だったか、ちか町だったかですね。週4日しか、あけてないんですよ。月・火・水が休みで、木・金・土・日。それも10時から4時まで。売れたら、もう完売したら、もうお店閉めますよと。そこの売り上げが約2億円ですよ。たかが巻きずしと言っては失礼ですけど、本当に御飯の部分、シャリの部分が非常に少なく、中は地元の野菜、そういうものを入れたものですけどね。そういうものだけでも2億円の売り上げがあって、そういうことも含めて、そういうものを考えるのが地域産業振興センターじゃなかるまいかなと私は思ってますんで、本当にそのありようについて、今の商工会議所と一体の仕事になったら、専従者がいないようなことになったら、以前の大竹市の助役さん、お二人から私は厳しく聞いておるわけですよ。補助金を切りますよと。ちゃんと専従を置いてくださいねと。大切な税金ですから、よくそのことはお伝えもいただき、お二人の部長、課長は理事でございますんで、ちゃんとした意見を持って、賛成されたからといってから不要なものは出さなきゃいいんですから。それから先ほど申しあげましたように、これができた、設立の、大竹市が指示した、依頼したから、それはなかなか頭が上がりにくいかわからないですけど、そうは言いながら大事な税金ですから、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、次にもう1点、そのことについて聞くんですけど、今度は産業振興センターのことじゃございませんけど、この辺をどう考えておられるかということなんですが。

製造業、大竹市は工業のまちですから、第二次産業ですよ。工業系と申しますか、これには建設とか運輸とか入りますけど、あと、商業系というのは小売業、それから飲食を伴うサービス業、こういうものが三次産業ですよ。商業系と工業系に分かれたときに、今、大変なのは、まあ両方とも大変です。工業系は、大手企業の関連会社が非常に多いまちです。その中で、先ほど申しあげましたように、この次の関係になるんですけど、定住促進になるんですけど、人口が非常に減っていき、それから生産年齢人口が減っていき、子供が減っていけば、消費が落ちるといのは当然のことでございますね、これは。そのときに、よく聞いた言葉で、商業者に対する制度、補助金等は非常手厚いじゃないかと。何で製造業や建設業、あるいは鉄工所等を含めた、そういうところには優遇されないのかと。商店街いうたら、やれ何したら、はい、補助金あげます。はい、組合をつくったら、

こういうイベントしたらあげます。アーケードをつくりゃあ、こうしてあげますと、商業系っていうのは、すごく優遇されとるじゃないかということで、以前勤めておりました私の商工会議所の中でも、商業系と工業系でそういう議論が何回もされたことがあります。

私は、その商業系っていうのは手厚くされて当然だということを、ずっと言い続けてまいりました。なぜかと申しますと、この次に出てきますけど、駅、これJRさんからの要望でも、大竹駅の自由通路についても、ちょっと話が横になって申しわけないんですが、大竹駅周辺をどういうにぎわい創出をつくるんですかといったときには、必ず商業、小売業、飲食、そういうものが関連するんですよね。まちづくりというのは、商業が欠かせないんです、要するに。これ、市民、消費者に直結した業種だから、そういう手厚いことを、国や県がしておられるんです。大竹市においても融資制度をしておられますと言うだけでなしに、本当に大竹周辺の自由通路をつくるんですしたら、本当にJRが言われるように、にぎわい創出、それは商業、飲食、そういうものを中心にしたものが欠かせません。市民生活に直結したことでございます。その辺の新しいことについても知恵を出していただきたい。議会でもそれを考えていただきたいということはありませんでしたが、なかなか、いい知恵は出ませんでした。私も今そういうものは持ち合わせていません。これについては、御答弁は結構でございます。

次に、定住促進についてお伺いいたします。

これは非常に難しい問題ですし、皆さんが、先輩議員等、同僚議員等が、もう既に質問されております。ただ、私の考えといたしまして、個人的な考えといたしまして、近隣とか他市とか、そういうところから人を大竹に受け入れる、あるいは、そういうもので定住促進を図るということは、それはおのおのの自治体が苦勞しておられるわけですから、特別に大竹っていう、すばらしい何か秀でた物があるまちじゃないわけですから、私はそういうことは、あんまりそういうものにお金をかけるべきじゃない、投資すべきじゃないというふうに考えております。

だけど、人口ってのも減っていくんだと。ただ、その減少傾向のスピードを緩めていただくと。それはどうしたらいいかということは今、企画のほうでも一生懸命考えておられるということは聞きましたけど、私は、今、住んでおられる方を大切にしていきたいと。他の市町から、何と申しますか、人を呼び寄せるといことは、なかなか難しいことであって、中には住んでいただいたら家1軒あげますとか、土地をあげますとか、いろんなこともされますけど、そういうことまでして人口の奪い合いをするというのが果たしてどうなのかと。今住んでおられる大竹市。大竹市は今、安心・安全で、本当に便利がよくて住みよいまちなんですよという、今住んでおられる方がそういう実感を持ってもらうということ。そうすれば大竹市に住み続けていただけるんじゃないかと、私はそういうことを思っております。

学校の廃校も、私は非常に残念なことだと思います。本当に、私が聞いたところによりますと、個人的なことを申して申しわけないんですけど、私の子供が中学生のときに、ちょうど学校を廃校するというのが新聞にでかでか載りました。それからというもの、栗谷なんかに、この十数年間、家1軒建ちません。先ほど、小学校が栗谷には残るじゃないか

と言われますけど、本当に教育長さん、栗谷の小学校は残れると思っておられるかどうか。私は非常に難しいんじゃないかと思ってます。入学生もおりませんよね、ことし。

そういう状況の中、先ほど言いました、十数年、家1軒建たない。若い人が帰ってこない。それは、栗谷という特殊な地域は小中一貫なんですよ、あそこは。小学校と中学校がある。で、高等学校は自分が好きなどこへ行くと。そういう特殊な距離がある地域なんですよ。そういうことも定住促進の人口の中で非常に残念だと。だから、それを今から、どう挽回するかというのは、なかなか難しいと思います。それは市長が言われたように、地域の人の情熱だと言われますけど、情熱だけでそれがかなうものではなかなかないと。口で言うのはみやすいけど、本当に自治会活動も含めて難しい。もう一度お聞きしますけど、今の定住促進政策、この後期に向けての柱になるもの、こういうものを今どういうことを考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（寺岡公章） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 先ほどの大井議員のお話の中で、産業振興センターが1階におりれば、それが兼務に、職員が兼務するというふうにおっしゃられましたけれども、4月1日からは、これはあくまでも専従で置くと。予算的にも2名、予算措置をされております。

じゃあ、1階におりて、先ほど私が言いました、相互に事務を補完し合うということは、その事務になれない職員さんがかなりいらっしゃるということでの、その辺の事務の補完、並びに人材を育成して、それぞれが本来の業務を遂行できるような体制をとっていくということでございまして、地域産業振興センターのこれまでの事業がなくなるというものはございませぬし、今後とも3階の施設においてその業務は遂行されていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） 定住促進の関係でございまして。

まず、ちょっと現状を述べさせていただきたいと思っております。

総人口の増減と社会増減はどうなっているかということでございまして、総人口の増減の状況につきましては、平成22年度でございまして、386人の減でございました。平成23年度が341人、平成24年度が219人、平成25年度は62人の減となっており、減少幅が、改善という言葉が適当かどうかは別といたしまして、改善傾向にございまして。

また、各年度の総人口の増減数から自然増減を除いた社会増減の推移でございまして、平成22年度が270人の減、平成23年度が176人の減、平成24年度が45人の減、平成25年度では89人の増となり、一定の改善方向は示しておる数字だと考えております。

次に、今後の定住促進対策でございまして、基本的には住宅の選択肢をふやす。住宅取得、マンション、優良住宅供給不足の解消でございまして。それに環境問題に積極的に取り組みまして、まちのイメージの向上を目指す。次に子育てしやすいまちにする。次に生活、趣味、交流など、本市の魅力をふやす、これも情報発信の1つでございまして、いろいろ考えていきたいと考えております。最終的には情報発信力の強化だと思っております。



以上でございます。

○議長（寺岡公章） 3番。

○3番（大井 渉） 今言われた数字ですけど、恐らくアクラスとか、それから小方ヶ丘と大願寺跡地ですね、そういうところの数字が、これにあらわれてるんじゃないかなるまいかと思っております。

今後どう取り組むかにつきまして、次に最後の質問ですけど、まちづくりと小方小・中学校の跡地の方向、方針についてお聞きしたいと思います。

小方地区の懇談会で、こういう物を私もらいました。これ、つくられるのも大変だったろうなと思ってますけど。この中にもちゃんと書いてありますけど。ただ、ある自治会長さんが言われたのが、おもしろいことを言われましたですね。私が学生のころは「三無主義」って、3つなし、ない、なし、三無主義という言葉がはやりました。無気力・無責任・無関心。で、今はじゃあ、どういう言葉がはやっているかったら「三だけ主義」と。だけ。オンリー。今だけ・金だけ・自分だけ。今がよけりゃいいんだと。金さえありゃいいんだと。自分さえよけりゃいいんだと。そういう、何ていいますか、教育が荒廃したのか、そういうふうな社会になっていったのかわかりませんが、そういう言葉がはやるような状態の中で、地域のまちづくり、あるいは自治会活動というものは非常に困難をきわめます。

私もある自治会から、これは栗谷ですけど、自治会を解散したいんだけどと言ったら、担当の課で非常にとめられたと。してもらっちゃ困ると。でも何も事業ができないんです。言ってくださいと言われるから、私も担当の課長さんにもお話をさせてもらいました。それは、何といいますか、缶拾いするにしても、総会をするにしても、役員会をするにしても、広報紙を配るにしても、あるいは不幸等があつて皆さんがお手伝いするにしても、自治会長さんは二、三人でぐるぐる回す。当然、総務の人もおられれば、会計、お金を出しにいかなきゃいけない。でも車の運転免許証は持ってない。もう返される。不幸で見送りもできない。もうそういう状況なんですと。だから、もう自治会という1つの組織はもうやめて、我々だけで自由にやりたいと。いろんな書類を市役所からばんばん送ってこられるけど、もうそういうのもできないんですと。言ってくださいというお話がありました。

今は、小方でもそういうことが実は現実起こっております。当然、見られたらわかるように、あれだけの世帯がなくなったわけですから。逆を言えば、新しくできたまちというのは、晴海であり、小方ヶ丘かもわかりません。それにでも伴って壊れたまちというのは、小方の1・2丁目だろうと私は思ってます。だから、この小方の1・2丁目の中で、今、私は国土交通省の担当の課長さんともいろいろお話をさせてもらっております。情報はお聞きしますし、ちゃんと私が市のほうに申し入れますから要望書は出してくださいという了解ももらっております。

特に、お見せしたのが、平成11年ごろに私、これは当時の市長さん、あるいは当時の議長さんに、同じ文章の陳情書を出しておられるわけです。その回答書も、ちゃんと私は持ってます。これを国交省の課長さんに、読んでくださいねと。読みましたと。だから、これはちゃんと、これは市に対して申し上げますということは言っていたきましたし、議

会も採択をしとるわけでございますので、地域住民の、自分が地域住民の立場ということを書いて、真摯な協力といいますか、採択してる以上、そういう考えになっていただきたいと思うんですが、さっきの三無主義、三だけ主義じゃないんですが、その方が言われるのは、地区懇談会で市長さんから、ずっと同じことをもう3回も聞いとると。2年に1回、地区懇談会があるんで、もう6年も7年もそういうことを聞いておるんだと。お金がない、J Rと協議してない、まだ詳細設計が出てないと。もうこれは聞き飽きたんで、確かに、優先してその地区にお話することは難しいかもわからない。議会等があったりしますんで。それとか、J Rなんかとも水面下で話さなきゃいけないこともあるだろうから、それは難しいのはよくわかってるけど、我々が聞きたいのは、3年後になるのか、5年後になるのか、10年後になるのか。いつごろお金ができるのか。いつごろJ Rと協議が締結できるようになるのか。小方小・中学校の跡地は、どうしようとするのか。それは、いつごろわかるのか。そういう時期、スケジュールを言っていただきたいということ。同じことを何回聞いても、なかなか言っていただけないんだと、この前、言っておられました。

図面も先ほど、ぼちぼち書かなきゃいけないということを書いたけど、まさしく、いつごろその図面は、小学校、中学校の跡地の図面は、いつごろでき上がるんでしょうか。で、それが地域住民に、あるいは市民に広く公開されるのは、いつごろなんでしょう。今、岩国大竹道路は、もう既に公開してもいいということを書いたね。広島国道事務所。あれと同じように、大竹市が今からお出しする図面というのは、時期的にはいつごろされるのか。ごろでいいです、結構です。お答えいただきたいと思います。

○議長（寺岡公章） お答えできますか。いかがですか。

市長。

○市長（入山欣郎） 大井議員、一番最初におっしゃられました、責任がある者の発言は慎重にあるようにということでございますので、慎重に発言をさせていただきます。

○議長（寺岡公章） 3番。

○3番（大井 渉） ということは、まだ決まってないということでございますね。そういうふうな解釈してよろしいんだろうと思います。

地元の議員というんで、いろいろ聞かれます。でも、私が聞いても、お答えすることはなかなかできません。本当に駅ができるんですかと。小方小・中学校の跡地はどうなるんですかと。市道のつけかえはどうなるんですかと。公民館はどうなるんですかと。あのプールの解体はいつなんですかと。聞いても、お金がないって言われるわけですから。

だけど、今回も陳情が出ております。あそこの臨海公園に多目的の広場をつくっていただきたいと。でも、優先順位というものが私はあるだろうと。限られた財政、財源の中で、その優先順位に基づいてやっていくしかないと思いますけど、先ほど教育長から言われました、その地域に迷惑をかけてると。プールの解体ですね。解体費だけで二千数百万かかるという。当然、その後はどうするか。土砂を入れるのかですね。放課後児童クラブも同時に壊すのか、そういうことを含めたら大変なお金が必要なんだろうと思うんですが、空き家住宅でこの前、法案が通ったとき、今度は市が解体の指導とか、勧告とか、ごみ屋敷なんかに入れる、そういう法律ができましたよね。それは地域住民が、そういう空き家

にして古い倒壊のおそれがあるものを放置しておくことはできないということで、新しく法律ができたわけです。その指導する行政が地域に迷惑をかけられたんじゃ、それは話にならないんで、早いこと、使われなと思いますんで、あのプールは今さらですね、もう。何とか予算計上されて、早く解体されて、どちらにしても民間に売却するというところでございますんで。あのまま売却しても別に構いはしませんけど、その分だけ大きく値段を下げられるでしょうし、早目をお願いしたいと思います。

それと、先ほど慎重にされると市長が言われましたんですが、慎重にされるということは、慎重にされるということなんだろうと思うんですが、財政の面で、小方駅をつくるということが大前提で、今、執行部のほうも議会のほうも、そういう形になっております。そうなったときに、今、小方の小・中学校の跡地が28億から約23億ぐらいに減額されましたですね。評価されましたですね。当然、J Rと協議されてることになりますと、国道から入ってくる道路というその土地は、ちゃんと確保しなきゃいけない。それからロータリーも確保しなきゃいけない。駐車場も駐輪場も確保しなきゃいけないと。そういうことになると、今の、どうなるんですか、一体。23億のうちの、どのぐらいがJ Rの関係用地に使われるんですか。もちろん小と中になつとると思うんですが、小と中で22億幾ら、約23億と聞いておりますけど、その小学校が例えばその半額だったとしたら、仮にですよ、そのJ R用地というのは、どのぐらいを見込まれて。当然、返済はできませんですね。これは請願駅ですから。自治体がお金を出して駅をつくっていただくわけですから。ということは、片方では民間売却して、それが大願寺に返済しますと。でも、片方では駅をつくれます。この前、地区懇談会で部長が言っておられましたですね。前空はちょっとよくわからないと。企業が一部出した部分があるけど、和木駅は13億2,000万でしたかね。私も担当者の和木の方ともお話をしましたが、13億2,000万です。そういうお金が要る。その上に、またそういう土地も確保しなきゃいけない、こういう条件もついておりましたしね。その辺の財政の考え方、どういうお考えなんでしょうか。

○議長（寺岡公章） 総務部長。

○総務部長（太田勲男） まず、駅前のロータリーとその辺の用地の関係でございますが、現実的にはまだ図面等を描いておりませんので、どれだけの面積が必要になるかというのはいわかりません。例えばの話でございます、これはあくまでも。例えば、道をつくるという形になりますと、土地造成会計での用地でございます。そこで開発行為のもとで開発していくか、それとも、その道につきましては市が一般会計で土地造成から買い受ける、そういう方策になってまいります。ですから、売却という方針の中でだけで考えますと、土地造成会計から一般会計が買い取る、土地造成会計の起債残高を返済していくという方向性になってまいると考えております。

全体の財政状況のバランスでございます。

これは、今から、まず玖波駅につきましては、一定の方向性が出てオープン間近でございます。次に、大きな財源が必要とされる大竹駅でございます。その状況を見ながら考えていくというような形になります。また、今度、ごみの広域の処置等の問題もでございます。建設部長が申されると申されました、今から例えば駅の話をしてJ Rと進めても、10年先にな

ると。これも早くででございます。というような話も実際でございます。その中で財源をいろいろ確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 3番。

○3番（大井 渉） もうこれ最後にします。

とにかく、市長はさっき慎重にされると言われましたけど、ちゃんと交わした当時の書面等があるわけです。だから、これを国交省さんとかが、あるいは地域の方が見られて、これについて、ああ、当時そういう約束を地域と市役所がしてるんだな、あるいは議会としてるんだなということも思って、公園をつくってくださいとか、文化の継承、伝統行事の継承等を行いますというようなことも含めて、あるわけですから。文化・伝統行事を継承していくのは、それは一番近いところがいいです。これだけ高齢化が進んで、昨年から市民運動会も大願寺の小方学園に変わりましたが、参加者が非常に少なくなりました。もうあそこはきついから行けないと。だから、また人集めで大変なんです。

というように、やっぱりああいう高台にあるところに、そういう市民が集う、そういうスポーツの大会であり、公民館のことも今から方向性が出てくると思いますけど、そういう自治会の総会を行ったり、役員会を行ったり、地域の行事である敬老会を行ったりする、そういう社会教育施設も含めて、十分地域の意見を聞いて、ちゃんとした計画をつくっていただきたいということをお願いいたしまして、質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、14番、田中実穂議員。

〔14番 田中実穂議員 登壇〕

○14番（田中実穂） 公明党の田中実穂です。本定例会の最後の質問者となります。しばらくの間、おつき合いのほど、よろしく願いいたします。

きょうは東日本大震災から、ちょうど丸4年。テレビから流れる家屋や田畑を押し流す映像に、ドクドクドクっと心臓が大きく打ち、胸苦しくなって何度も深呼吸をしたことが、きのうのこのように思い出されます。死者1万5,891人、行方不明者2,584人、震災関連死3,194人、そして今なお、約23万人が避難生活を送り、このうち約8万人が仮設住宅での生活を余儀なくされております。亡くなられた方々の御冥福と被災された皆様に心からのお見舞いと皆様の御健康を、けさはしっかりと御祈念をさせていただきました。

政府も引き続き支援策を講じていますが、土地区画整理など新たなまちづくりに向けた事業は、おくれが目立つようです。一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

今、政治が取り組まなければならない重要政策課題は、経済再生と地方創生と言われております。政府の経済政策によって景気は着実に回復への歩みを続けていると報道されておりますが、一方で個人消費は伸び悩み、急激な円安に伴う原材料価格の高騰が、中小企業、小規模事業者を直撃しているとも言われております。経済を下支えし、景気回復の流れを地方や中小零細企業、家計へと広げていくことが喫緊の課題です。

そのための経済対策を盛り込んだのが、去る2月3日に成立した2014年度の補正予算で

あり、今、国会で審議中の2015年度の予算案であります。特に、2014年度の補正予算の狙いは、日本経済を本格的な回復軌道に乗せるための対策です。景気回復の実感を、家計や中小企業、地方へ届けることです。そのための項目が数多く盛り込まれております。

その1つが、地域の消費喚起や地方創生のため、地方自治体が各地の実情に応じて柔軟に使い道を決められる総額4,200億円の交付金です。中でも、地域消費の喚起・生活支援型交付金は、地元商店街に活気をもたらす「プレミアム付商品券」や「ふるさと名物商品券」など、各自治体でさまざまな工夫を凝らし、発行に向けて取り組んでおります。

大阪の堺市では、7月に発行予定で、1万円で1万2,000円分の買い物、プレミアム率20%が地元商業団体加盟店などで行える。加えて、子育て世帯や障害のある子供を抱える家庭に配慮した支援枠も設ける。具体的には、中学3年生以下の子供を持つ世帯の場合、同商品券を1冊9,000円、プレミアム率33%で購入することができる。さらに、子供が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保育福祉手帳を所持している世帯の場合は8,000円、プレミアム率50%で購入できる割引制度も導入するといえます。

また、千葉県松戸市では、プレミアム率30%の商品券の発行とあわせて、子育て世帯の支援を目的に、中学生以下の子供1人につき3,000円分の商品券の配付を予定しているといえます。

また、埼玉県では、全63市町村で発行予定、そのうち8割に当たる50自治体で30%のプレミアムをつける予定。

また、最後に春日部市では、5月の発行を予定しているといえます。このほかにも、18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯や、ひとり親家庭などの世帯には8,000円、プレミアム率約50%で購入できるなど、各自治体でさまざまな工夫を凝らして発行に向けて取り組んでおります。

本市においても、3月の補正予算に3,156万7,000円計上されておりますが、その取り組みと概要についてお伺いをいたします。

また、地方活性化のための補正予算も計上されております。地方創生支援のための交付金に加えて、中小企業や小規模事業者の支援、ものづくり、サービスの革新事業、さらにふるさと名物の開発と価格カゲツ、販路開拓支援などは多岐にわたっております。

先日の新聞に、地方創生へ道の駅を応援するという記事が載っておりました。一般道の利用者が立ち寄る休憩施設「道の駅」のうち、地域活性化の拠点として特にすぐれた全国モデル道の駅6カ所と、将来性の高い重点道の駅35カ所の認定証授与式が行われたというものでした。1993年に制度が創設された道の駅。ことしの1月の時点で、全国1,040カ所に広がっているそうです。特産品の直売や観光情報の提供で、雇用創出や地域経済の活性化を狙ったものです。

今回、選定された全国モデル道の駅6カ所は、その特色により、地域外から活力を呼ぶゲートウェイ、いわゆる入り口型と、地域の元気をつくる地域センター型に分類されたといえます。

ゲートウェイ型の1つ、人口約3,700人の群馬県川場村にある「川場田園プラザ」には、年間、約120万人が訪問。農業プラス観光を掲げ、朝どり野菜やブルーベリーといった地

域資源を生かし、果物狩り体験などを通して利用者と村民の交友機会を提供している。利用者の7割が、繰り返し訪れるリピーターといます。

また、地域センター型の1つに選ばれたのは、御存じの「萩しーまーと」であります。漁港に隣接して、新鮮な海産物を並べている。地元加工業者と連携して、値段もつかなかった雑魚「ヒメジ」から人気商品を開発するなど、漁業者の所得向上にもつなげているといます。

すぐれた企画を持つ重点道の駅では、地元の高校と連携し、インターンシップを実施する広島県尾道市の「クロスロードみつぎ」など、多彩な取り組みが並んだそうです。

有識者の方々は、地域と来訪者が交わる拠点であり、こうした各地の取り組みが全国に広がれば、地域の魅力で人は呼べると、多くの地域の自信につながると語り、道の駅を地域の核として支援していく考えを示されたといいます。

だから、本市も道の駅をというわけではありませんが、国の交付金をうまく活用して、本市の活性化に取り組んだらと思いますが、いかがでしょうか。

次に、がん検診の受診率推進の取り組みと、その成果についてお伺いをいたします。

代表的な「5がん」と言われるものについて、若干触れてみます。

まず、胃がん。日本の男性がなる、がんのトップです。ヘリコバクター・ピロリ菌などの細菌が原因の1つで、治りやすいがんの1つ。胃がんによる死亡率は、年々減少しているそうです。

次に、肺がん。日本のがん死亡者の死亡者数の1位で、年々ふえています。治りにくいがん。早期発見が第一といいます。男性の喫煙率40%に関係していると言われ、吸わない人の20倍、肺がんになるリスクが高くなると言われています。

大腸がん。男女とも3番目に多いがんで、早期であれば100%近く完治するが、早期では自覚症状がほとんどない。完治のためには、無症状のときの検診が大事である。

子宮がんと乳がんは女性特有のがんですが、乳がんについては、50歳前後の患者がふえている。治りやすいがんの1つだが、10年以上たってから再発することも珍しくなく、油断できないがんと言われています。子宮がんについては、検診が有効。アメリカ、イギリスでは80%の受診率なのに、日本では20%と非常に低いのが現状であります。2人に1人が、がんにかかり、3人に1人が、がんで亡くなる。発見が遅くなるほど、死亡率は高くなります。

日本では、昭和56年から死亡原因の第1位で、死亡者数は年間36万人と言われています。診断と治療の進歩により、早期発見・早期治療が可能となっていることから、がん検診の受診率を向上させて早期に発見することが重要です。

しかし、残念ながら、がん検診の受診率は非常に低い状況にあります。いろんな検診推進事業が展開されていると思います。本市のがん検診の実態と推進の取り組み、また、その成果についてお聞かせいただきたいと思います。

これは提案になるのですが、医学の発達で、がんも早期発見すれば治る病気になりつつあります。検診を推進する事業も当然必要ですし、広報活動を通じて検診を呼びかけることも大事ですが、私は何よりも、がんの種類やそのメカニズム、がんの怖さや抗がん

剤の副作用などをしっかり知ることが大切ではないかと思えます。そこで、中学生の生徒に「がん教育」を実施することを提案したいと思えますが、いかがでしょうか。

以上で、登壇しての質問を終わります。簡明なる御答弁をよろしく願います。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 田中議員を初め、今回の一般質問では、多くの議員の皆様方に地方創生に関する御質問をいただきました。ありがとうございます。

これまでも、人口減少や少子化が今後もたらす影響を鑑みて、本市も含め多くの自治体で努力してきたことが、国の政策として改めて認められる形となったものと思っております。それぞれの自治体が知恵を絞り、地域間競争ではなく、日本の国全体が元気になることを期待したいというふうに思えます。

国の方針をしっかり理解された上で、この大竹につまましての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の生活者支援と地方活性化に向けた交付金の活用についてでございますが、今回の国の補正予算で成立しました地域住民生活等緊急支援のための交付金につまましては、2つの大きな事業が構成されています。

1つは、地方公共団体が実施する、地域における消費喚起策などに対して支援する地域消費喚起・生活支援型でございます。もう1つは、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策の実施に対して支援する地方創生先行型でございます。

プレミアム付商品券は、地域消費喚起・生活支援型として実施する事業であり、大竹商工会議所が実施する事業に対し、市が補助金を交付する予定でございます。

現在予定しています事業概要は、プレミアム率を20%とし、1枚1,000円の商品券を12枚つづりで一冊とし、その販売額を1万円としたいと考えています。

また、発行冊数は1万2,500冊を予定しており、発行総額は1億5,000万円となります。販売方法や利用可能店舗の登録方法等の詳細につまましては、現段階では、まだ決まっておりません。

また、スケジュールは、4月に店舗の登録事業者を募集し、7月中旬から11月中旬までの4カ月間を商品券の利用可能期間に設定する予定です。

工夫については、1つの案として、一般小売店でしか使用できない専用券と、大型店でも一般小売店でも使用できる共通券とをセットで販売することにより、大型店に利用者が偏らないようにすることもできるのではないかと考えています。

また、大竹市商店街連合会でも、プレミアム付商品券発行事業にあわせて、商店街への集客を増加させるためのアイデアを考えられていると聞いております。

いずれにいたしましても、現段階では事業の一部しか決定していない状況であり、今後、商工会議所と事業内容を詰めながら進めていきたいと考えています。

次に、地方創生先行型についてでございます。

地方創生は、急速な少子化・高齢化の進展や人口減少に歯どめをかけること、東京圏への一極集中の是正、これらにより地方が将来にわたり活力ある社会を維持できるよう、国・地方を挙げて総合的、かつ計画的に施策を実施しようとするものでございます。

市町村も、この施策に取り組むに当たり、人口の推計や将来展望等を踏まえた地方人口ビジョンを作成し、それに基づいて、平成27年度から5年間のまち・ひと・しごと創生総合戦略を来年度中に策定するよう求められています。

この交付金は、早期かつ有効に施策を実施するため、総合戦略の策定に先立って交付されるものです。

このたび、補正予算案にこの交付金の対象事業として計上した事業は、まち・ひと・しごと創生法の趣旨に鑑み、計画の策定経費のほか、保育環境や防災といった安全面の向上、交通アクセスの環境整備による人の流れの創出、そしてこれらを一体的に市内外へPRする情報発信力の強化でございます。

国への実施計画の提出に際しては、事業の効果を図る指標の設定が義務づけられています。来年度中に策定する総合戦略に位置づけられることが想定されており、客観的にその効果を検証していくこととなっています。

本市におきましては、わがまちプランの後期基本計画にあわせて、総合戦略についても策定作業を進める予定としています。現在、行っています前期基本計画の施策評価のほか、市民の希望調査等の結果や産官学金労言と言われる、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアからなる総合戦略推進組織を設置し、その中でいただく意見などを踏まえながら、定住・子育て支援・雇用促進等について、より効果の高い事業を検討していきたいと考えています。

地方版総合戦略及び後期基本計画の策定に当たりましては、議会の皆様方と執行部とが両輪となり、推進していくことが大切だと思っております。お互いにしっかりと連携し、理解を深めながら進めていきたいと考えています。

続いて、「がん検診の受診率アップのために」についてお答えいたします。

本市のがん検診の受診率は、平成24年度で平均14.8%、平成25年度では平均15.3%です。これは国が進めている5大がんの検診受診率を平均したものでございます。

平成25年度のがん検診、それぞれの受診率は、胃がん検診が7.5%、肺がん検診が12.1%、大腸がん検診が18.8%、乳がん検診が20.2%、子宮頸がん検診17.9%となっています。全体として徐々に受診率が向上していますが、国が目指す、全てのがん検診の受診率50%には遠く及んでいません。

そういった状況から、本市では、早期発見・早期対応による効果が高く、また、市内の診療所・病院で特定健康診査と一緒に受診できる大腸がん検診の受診率向上を、全体の受診率向上へのきっかけとするべく、平成26年度から大腸がん検診の自己負担額を無料化いたしました。大竹市医師会の先生方にも積極的に受診勧奨の御協力をいただいたこともあり、大腸がん検診につきましては受診者数が大幅に伸びています。

また、受診へのきっかけづくりとして、国が行う女性の乳がん・子宮頸がんの無料クーポン券の配付を実施しました。加えて、過去に無料クーポン券を利用していない方には、



無料クーポン券を配付した上で、未利用の方には手紙で再度勧奨をしました。

普及啓発と受診勧奨は、市の広報・ホームページ・フェイスブックでのお知らせのほか、個人宛に受診券と健診・がん検診のしおりを送付し、集団検診の御案内と個別に受けられる医療機関をお知らせしました。

より受けやすい環境づくりとして、集団検診の受診申し込みは、昨年度から電話でもできるようにし、また、電話で申し込みができない方のためには、支所や本庁窓口等においても申し込みができるようにいたしました。これらの取り組みは、今後も同様に実施する予定です。

このような取り組みの結果、まだ確定値ではございませんが、平成26年度のがん検診、それぞれの受診率は、単年度ベースで、胃がん検診が7.1%、肺がん検診が11.5%、大腸がん検診が26.5%、乳がん検診が28.7%、子宮頸がん検診が26.2%に達し、平均で20%になると見込んでいます。

また、今年度は特定健康診査の受診勧奨の一環として行いましたが、学校教育の場を捉えての健康教育として「愛の健康だより」という事業を実施しました。これは、児童・生徒から保護者に「健康であってほしい」という願いを届けてもらうことにより、保護者の健康意識を高めたいという思いで実施したもので、市内の小学5年・6年生、中学1年生を対象に、御家族に向けて健康のメッセージカードを送りました。

これからも、市民の皆様に「自分の体は自分で守る」という意識が浸透することで、全てのがん検診の受診率が向上し、その結果として、健康寿命の延伸・生活の質の向上につながることを目指して、どのようなアプローチが有効かを考え、普及啓発・受診勧奨に努めてまいりたいと考えています。

以上で、田中議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） 本市でも、さまざまながん検診についての取り組みがなされているということですが、今、受診率を答弁をいただきましたが、非常に低いですよね。50%を目標にということなんです、やはりこの検診の推進については、やはりこれ言い続けていかなきゃいけないと思います。

ただ、間違いなく言えることは、検診が進めば進むほど、家族の突然の悲しみとか苦しみとか、そういうものが少なくなる。両親よりも早く、また、幼子を残して亡くなっている。そういった方の苦しみとか無念さというのは、はかり知れません。私の周りにも、そういう方が何人かいらっしゃいます。

ただ、この検診を、いわゆる受けないということについて、自分は、がんにならないと思っ込んでいる人が多いんだとしか言いようがないんですね。

先ほど言いましたけれども、国立がんセンターの統計では、がんの生涯罹患率が54%となっておりまして、先ほど申し上げましたとおり、二人に一人はがんになるということは間違いのないわけでありまして。ただ、罹患率というのは、年齢を経るごとに増して行って、40代くらいまでの罹患率は非常に低いですよね。50代、60代から急激に高くなっていきます。もちろん、バックしてなる場合もありますけれども、統計上はそういうことです。

ということは、裏返せば、それだけ高齢化が進んでいるということにもなると思います。が、その裏返しであろうと思います。大事なことは、検診を受けて早期発見・早期治療をして完治をさせて、そして健康長寿を勝ち取る、これが大事だと私は思います。人生もう勝負ですから、年をとって施設や病院のベッドで日常を生きるのではなくして、死ぬまで元気で人生を生き抜いていってほしいと、このように思います。

先月、3月1日、日曜日、前立腺がんの検診が西医療センターで行われました。料金は1,500円。血液検査とエコー検査で、約40の方が受診をされましたが、うれしいことに職員の方も受診をされておりました。まず、市の職員から、こうした検診を受けるということ。心身ともに健康で、そして市民サービスに努めていただきたいと強く思ったわけでございます。

私の場合、3年前にやはり西医療センターで検査を受けて、今回はセンターから案内が来ました。日曜日の検査は非常に助かるという、皆さんの声が多くございました。そして、検査後1時間くらい待てば、検査の結果を説明していただけますし、時間がない方には郵送していただきます。また、検査の当日11時から講演もあり、またその後、質問会等も行われて、とても有意義なものとなっております。最近、前立腺がんは非常に多くなってきております。皆さんにも、ぜひ検診をお勧めしたいと思います。

そして、私が提案しました中学生へのがん教育の実施についてなんですが、広島県を「がん立県」にしようという、そういう声が上がっておりまして叫ばれております。広島県東区二葉の里に、がんの研究センターの建設が予定され、近々工事が始まると思います。

がん教育の国のモデル校に指定されております神戸市の中学校では、市のがん対策推進条例で、がんの予防も含めた健康教育に取り組むと明記されていることを受けまして、がん教育の普及を目指しているとのことでございまして、今年の夏休みから、がんに対する学習を五、六人の班に分かれて進めて、それぞれの班の研究成果を発表し合って、抗がん剤の効果や副作用、患者とその家族への緩和ケアの重要性などについても話し合ったそうです。がんの怖さを知り、予防の大切さを感じたなどの感想を述べていたそうですが、これだけでは終わらないんですね。生徒たちが家に帰って、家族にがんの怖さを語り、早期発見の重要性を述べ、検診を強く勧めるということなんですね。女子生徒たちもまた、子宮頸がんのワクチンを進んで受けているといます。学習した生徒たちは、大人になっても恐らく、みずから検診を受けることは間違いないと確信をいたします。

このがん教育には、医師の方の協力が必要であります。医師会の先生方との連携も必要と思いますが、ぜひこの中学生の生徒に対するがん教育をぜひ実施してほしいと思います。これについて当局のお考えを、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） がんについての中学校での指導の重要性について、御提案いただきました。まことにありがとうございます。

御承知のように、がんは生活習慣病とのかかわりの深い病気であることから、子供のころから、やはり望ましい生活習慣を身につけることは極めて大切であり、また、議員御指摘のように、子供が学ぶことにより親への啓発にも効果があることから、学校教育におい

での、がんについての正しい知識と理解を深め、がん予防を学習することは大切だと思っております。

現在、中学校における、がんについての指導の現状でございますけれども、中学校3年生で、保健体育科、保健分野の学習において、がんは心臓病や脳卒中と並び、日本人の最大死亡原因の1つとして指導しているところでございます。しかも、これらの病気の発症や進行には、先ほど申し上げましたが生活習慣が深くかかわっており、規則正しい食事や睡眠、適度な運動などを子供のときから習慣化するように指導しております。

また、たばこの害として、喉頭がんや肺がんなどにかかりやすいことも教えており、特に未成年の喫煙は、がんになる可能性が高く、法律でも禁止されているということを徹底して指導しております。

今後の取り組みについてですが、専門医から直接話を聞くなど、さらに充実した効果的な取り組みを、学校とも協議しながら進めてまいりたいと考えております。よろしく願います。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） ありがとうございます。ぜひですね、がん教育の推進をお願いしたいと思います。

それで、できれば、もし許せば、体験等を語っていただけるような方がいらっしゃれば、ぜひお願いしていただければというふうに思います。

順序が逆さまになりましたが、プレミアム付商品券について、若干お聞きをいたしたいと思えます。

本市でも、11月ですか、先ほどおっしゃったと思うんですが、発行される予定になっているということですが、これはよそでは商品券を1万円で1万2,000円分ですから、1,000円券を12枚ということになると思うんですが、小売店舗とか小売業者のために、使いやすいように、これ、おつりが、おつりという方法はとらないもんですから、500円の券を何枚か入れるとかってというようなこともあるそうですが、それは、考えてみれば印刷代ということになって、高くなるのかどうなのかね、その辺お考えがあるのかないのか。

それと、地元商店街の活性化に大きく寄与するというので、大型店舗と地元の小売店で使える割合ですよね、率。できるだけ地元の商店街で使っていただけるような方向にするためには、その中の例えば半分は地元の小売店用であるとか、あとの半分は両方で使える券であるとかというふうな、そういう工夫も必要ではないかなと思います。いずれにしても、大型店に利用者が偏らないという、そういうお話もございましたが、ぜひですね、そういう取り組みもしていただきたいというふうに思います。

これは要望で、そういう考え方もまだ余地としてはあるんでしょうか。印刷代の関係で、それはもう無理よという考えなんですか。そこだけ、ちょこっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（寺岡公章） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（中川英也） 今現在、1,000円券を12枚ということ、商工会議所さんのほうとは打ち合わせをしております。これは、事務費の関係で、

やはり500円券といたしますと、2種類、もしつくりますと印刷代がかなり高くなるというところで、統一して今、1,000円券ということでお話を進めさせていただいております。

それと、大型店と地元小売店への券の配分でございますけれども、全店舗、大型店と小売店舗、共通の券を5割、6枚ですね。小型店舗専用の券を6枚、5割ということで、今、話を詰めております。

それと、発行は7月の中旬ごろ、市民の方にお配りしたい。御購入をいただきたいと。そして、その使用期限を11月中旬ぐらいで締め切りたいというふうに考えて、短期間に地域経済、消費の喚起を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 14番。

○14番（田中実穂） ありがとうございます。

すいません。7月なんですね。発行がですね。

それと、共通の券が6枚と、それから小型店舗用ということで半々ということで、非常にいいと思います。

それで、私は、この国の交付金の配分について、少々不満が実はあります。恐らくは職員の方も、そういう気持ちを持ってらっしゃるんじゃないかと思うんですが、ちょっと時間がありますので、私の思いなんですが。

今回の各自治体への配分金額というのは、どういうふうになっているのか。例えば、県内の自治体の中で、配分金がどれくらいになっているのか知りたいんですが、人口や財政力指数を基礎数値に交付金の配分がなされたようですが、大竹市の場合は2,500万円になってます。じゃあ、よその自治体は幾らなのかなと考えたときに、この基礎になっている財政力指数というものが非常に重大な部分を占めてまして、大竹の場合は、広島県下でも一番少ない地方交付税になってますよね。毎年の交付税もそういう少ない中で、一生懸命頑張って厳しい予算を組み、努力をしているわけなんですが、今回みたいなこういう地域消費喚起・生活支援型の交付金なんかの場合は、ただ財政力指数だけではなしに、前回、1999年ですかね、地域振興券というのがありましたが、そのときは15歳以下の中学生1人について2万円とか、あるいは高齢福祉給付年金ですか、等をもっている人にも一律1人2万円とかという、こういう対象が限られてましたけども、今回はそうじゃないんですよ。地方自治体にということですので、竹原市が幾らぐらいになってるのか知りたいなと、こう思うんですが、恐らく交付税は向こうのほうが多いわけですから、今回も圧倒的にどうか、向こうのほうがこの交付金も多く出てんじゃないかと思うんですが、こういう場合は、日ごろ少ないところを努力している、そういう自治体には、少しのそういう考えもあってもいいんじゃないかなという気がするんですが、どこにも文句言っていくところがないもんですから、皆さんの前で私の悔しい思いを言うわけですが、機会があれば、ぜひそういう発言をする場があれば、やっていきたいと思っております。

いずれにしても、今回のこの交付金を大いに活用して、地元商店街が、息を吹き返すと言っちゃ大げさですけども、活性化に向けて、またその一步を踏み出せばなということを期待いたします。

自分の思いを述べましたので、以上で一般質問を終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、和田芳弘議員、5番、藤井 馨議員、7番、児玉朋也議員、10番、細川雅子議員、11番、上野克己議員、12番、原田 博議員、14番、田中実穂議員、15番、西川健三議員、以上の8名を指名いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時を予定いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

11時58分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第23〔一括上程〕

議案第15号 大竹市行政手続条例の一部改正について

議案第16号 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について

議案第17号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について

議案第18号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第19号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第20号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第24号 大竹市職員退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の廃止について

議案第25号 指定金融機関の指定更新について

議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第28号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

議案第30号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（寺岡公章） 日程第12、議案第15号大竹市行政手続条例の一部改正についてから、日程第23、議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第5号）に至る12件を一括議題といたします。

本12件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成27年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                              | 審査の結果 |
|--------|-------------------------------------------------|-------|
| 議案第15号 | 大竹市行政手続条例の一部改正について                              | 原案可決  |
| 議案第16号 | 大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正について                 | 原案可決  |
| 議案第17号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について | 原案可決  |
| 議案第18号 | 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について         | 原案可決  |
| 議案第19号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について            | 原案可決  |
| 議案第20号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市職員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の廃止について            | 原案可決  |
| 議案第25号 | 指定金融機関の指定更新について                                 | 原案可決  |
| 議案第26号 | 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について                    | 原案可決  |
| 議案第28号 | 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について                           | 原案可決  |
| 議案第29号 | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について                        | 原案可決  |
| 議案第30号 | 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第5号）                          | 原案可決  |

平成27年3月2日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 去る3月2日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案12件につきましては、同日委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第15号大竹市行政手続条例の一部改正についてでございますが、本件では、「条例改正により、市民にどのような影響があるのか伺う」との質疑に対し、「本市に事例はないが、近年、不利益処分の前段階としての指導・勧告等の行政指導について、条例で明文化する自治体が多くある。こうした条例に基づく行政指導の中止や実施を求める権利を付与することは、権利利益の保護の面から市民にとってよいことではないかと考える」との答弁がございました。

次に、「行政指導の中止等の求めがあった場合、必要な調査及び要件に適合するかどうかの判断を市の機関が行うとあるが、市の職員が行うことになるのか伺う」との質疑に対し、「市職員が行う。ただし、当該行政指導に関与しなかった職員を充てるべきだと考えている」との答弁がございました。

次に、「行政指導の中止・処分等の申し出に基づく調査結果は公開されるのか伺う」との質疑に対し、「今後、国から通知等により運用面でのラインが示されると思われるので、その中で申し出への対応など、具体的な事務手続について考えていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市情報公開条例及び大竹市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について及び議案第18号教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての2件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本2件ではまず、「新教育長の勤務時間や休暇等について、現状との変更点について説明を求める」との質疑に対し、「現行の教育長の勤務時間等は一般職と同様であるが、平成27年度以降の新教育長についても、条例で一般職と同様という形で規定する。よって、勤務時間等に変更はない」との答弁がございました。

次に、「教育委員会制度の改革により、首長が変わることで教育行政が変えられるという心配がある。新制度ではどのような歯どめがなされているのか伺う」との質疑に対し、「教育委員会制度については国においてさまざまな議論がされたところだが、最終的に執

行権限が教育委員会に残ったことで、教育委員会の独自性が保たれたものとする」との答弁がございました。

次に、「教育委員会制度の改革による組織の変更だけで、子供の安全を守ることができるのか疑問である。現場の意識改革を含め、学校・地域・家庭などの関係者が子供を守る体制を構築する必要があると思うが、見解を伺う」との質疑に対し、「今回の制度改革で、子供のいじめや命の問題という重大事態が起こったときに、責任の所在を明確にし迅速に対応するための仕組みがつくられたものと思っている。ただ、一番大切なのは日常の取り組みだと考える。警察や福祉等の関係機関と学校・教育委員会がいかに連携をとるか、家庭との連携も密にしながら一人一人の子供の状況を把握することが何よりも大切であると思う。こうしたことをしっかりと行い、子供の命・安全を守っていきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、一括討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、まず、「嘱託職員に対する報酬加算の支給月に1月を加えた理由を伺う」との質疑に対し、「年末年始に勤務する斎場管理人を想定している。年末年始は正規職員においても休日勤務の加算があることから、斎場管理人についても報酬を加算しようとするものである」との答弁がございました。

次に、「平成27年度からの嘱託職員の職種のうち、1種については免許等の必要がない。人材確保の観点からも、特に1種の事務はマニュアル化を進めるべきと考えるが、見解を伺う」との質疑に対し、「1種の嘱託職員も知識や技術を持った方をお願いすることになる。なお、現在全庁を挙げて事務のマニュアル化に取り組んでいるところであるが、嘱託職員の場合についても、マニュアルがあれば事務の簡素化につながるものとする」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第20号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、まず、「管理職員が災害への対処等で平日深夜に勤務した場合に手当を支給するとあるが、深夜に出動する消防団員の手当もセットで考えるべきではないか」との質疑に対し、「消防団員の出動手当については、県内各市の状況を勘案し、必要があれば改正等の手続を行っていきたい」との答弁がございました。

次に、「近年、自然災害が多発化・巨大化する中、金銭面を捉えることだけでなく、職員等の危険度を想定するなど、さらなる災害対応策について考え、あわせて国に発信していく必要があると思うが、見解を伺う」との質疑に対し、「今回の国家公務員の給与改定は、災害時に対応できる仕組みをつくるための国の政策としての措置だろうと思う。安定した行政運営を行っていくため、人件費を初めとしたトータルでの災害対策費用を抑える



ことも頭に入れながら、職員の緊急体制をとっていることを御理解いただきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市職員退隠料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の廃止についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号指定金融機関の指定更新についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございますが、「阿多田カキ殻一時堆積場の管理費用について何う」との質疑に対し、「昨年度は、カキ養殖いかだ144台の利用料収入約118万円を施設管理費に充てている」との答弁が

十

ございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、まず、「プレミアム付商品券発行事業について、プレミアム率及び発行スケジュールはどのようになっているのか。また、大型店での使用や購入冊数の制限について検討しているのか何う」との質疑に対し、「プレミアム率は20%を予定しており、商品券の発行は7月中を考えている。詳細については、これから補助金の交付先となる商工会議所等と詰めていくことになるが、基本的な考え方として商品券は税金を使って発行することから、国の通知等も勘案しながら、事業者、消費者双方に不公平が生じないような形で進めていきたい」との答弁がございました。

次に、「臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の減額補正の理由を何う」との質疑に対し、「臨時福祉給付金の減額は、当初は国が示す算出方法により、対象人数を7,000人と想定していたが、現実には申請者が4,689人だったことによる。子育て世帯臨時特例給付金については、所得制限による除外のほか、非課税世帯等が臨時福祉給付金を受けたことや申請しない世帯があったことによるものである」との答弁がございました。

次に、「阿多田島の周回道路について、災害復旧工事の着工時期及び完成時期を何う」との質疑に対し、「阿多田1号農道（周回道路）については業者が決定し、現在、材料の

手配等の準備を行っている状況である。当該農道の復旧は梅雨の時期までには終えたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案12件の報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本12件を一括採決いたします。

本12件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本12件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本12件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第30〔一括上程〕

議案第14号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について

議案第21号 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について

議案第22号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

議案第27号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

議案第31号 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第32号 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第2号）

○議長（寺岡公章） 日程第24、議案第14号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてから日程第30、議案第32号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第2号）に至る7件を一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

## 生活環境委員会議案審査報告書

平成27年3月2日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名  | 審査の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第14号 | 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定について       | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正について                       | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市介護保険条例の一部改正について                                | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第27号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                             | 原案可決  |
| 議案第31号 | 平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                      | 原案可決  |
| 議案第32号 | 平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第2号）                    | 原案可決  |

平成27年3月3日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは、去る2日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案7件につきましては、3日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第14号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「保育料の案について、現行と比べると非常に安くなっている。国の子育て支援制度において保育料が軽減されたと考えてよいのか伺う」との質疑に対しまして、「保育料について国では今までの制度の額を基本的にそのまま使用している。今回の軽減は市で独自に下げている」との答弁がございました。

次に、「利用者負担について国は下げているということであれば、今回下げたことに

関して市の負担になると考えるが、全体としてどの程度の額になると見積もっているのか。また、下げ方が均一ではないが、どのような考え方で下げているのか伺う」との質疑に対しまして、「現時点の人数で利用者負担の概算を計算すると約1,200万円程度減少すると考えている。また、今回の改定については、統計でサラリーマンの平均年収とされている400万円程度より低い方について負担を軽減している。全体としては累進の料金体系になっている」との答弁がございました。

次に、「大竹市の子育て支援策を知ってもらうことも大事であるとする。利用者負担の軽減について市民にもわかるようにいろいろな方法で周知してもらいたい、どのように考えているのか」との質疑に対しまして、「4月の市広報及び市のホームページに掲載することを予定している。また、4月以降、本人に保育料を通知するが、その中でもお知らせをしていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市養護老人ホーム設置及び管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「ゆうあいの里は指定管理者による運営であるが、指定をするときに入所者との関係について規程はあるのか伺う」との質疑に対しまして、「指定管理者とは協定書を交わし、施設の管理区分などについて規定している。入所者の処遇については措置事務の中で行っており、市の担当者が随時、施設を訪問し状況を伺っている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、「基金から8,000万円を取り崩し平成27年度の保険料の軽減措置をはかるということであるが、前年度と比べてどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「第5期と比較すれば値上がりすることになる」との答弁がございました。

次に、「保険料は本人所得に応じ決まっているが、第5期と第6期の保険料の差し引き額を所得の段階ごとに見るとばらつきがある。差し引き額も所得に応じて上がるというふうにできなかったのか伺う」との質疑に対しまして、「国の保険料率の変更となり、そのままスライドさせると段階によっては相当の保険料が上がる。可能なところは新たな所得段階を新設するなど、全体的になだらかとなるように精いっぱい調整をしているので御了解をいただきたい」との答弁がございました。

次に、「介護予防・日常生活支援総合事業は経過措置として平成29年まで猶予がある。今後事業を始めるためにどういうことをしていくのか伺う」との質疑に対しまして、「総合事業は、ボランティア団体、NPO、住民組織といったところがサービスの担い手になる。今後、地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置する計画がある。コーディネーターはサービスの開始に向けてボランティア団体などに働きかけを行うことや、

地域に出向き住民の中で可能なサービスがあるかなどの働きかけを行う。市とコーディネーターを中心として地域にできる限り出向いて行きながらサービスをつくり上げていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「特別養護老人ホームの職員の配置基準は国が定めているが、過労で長続きせず退職する人も多いと言われている。現在、本市での状況はどうなっているのか。また、フォローする立場の市として手助けができないのか伺う」との質疑に対しまして、「広域型の特別養護老人ホームの人員配置基準については国の基準となっている。ゆうあいホームには随時、確認しており、基準は満たしているという報告は受けている。また、全国的に介護人材が不足する中で、全体的な人材不足解消に向けた取り組みは今後も続けていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号平成26年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして議案第32号平成26年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） ただいま委員長報告がありました生活環境委員会での議案審査、22号について意見を述べておきたいんですが、私は3日の生活環境委員会では特に問題のある

今回の介護保険制度の大幅な改正といいますか改悪といいますか、たくさんの項目で4月1日から変更がされるという予定ですが、この中には利用料を引き上げるとか、あるいは補足給付を縮小するとか、保険料を引き上げるとか、特養への入所を介護度によって制限するとか、さらには要支援1、2を保険から外すとか、たくさんの変更項目がございます。

この中で22号に関しましては、私は従来から質問等を通じて担当者及び市長のお答えを聞いて一定の期待感を持つとったんですが、きのうの私の一般質問の中で、あれは部長が答弁されたんですかね、ヒアリングの段階でも厚生労働省がこの介護保険の改正に伴う通達なり、あるいはマニュアル的なものなり、指針となるようなことを全国の市町村におろしているのではないのでしょうかということをお尋ねしたんですが、そのときには具体的な説明がなかった。それで、あえてきのう一般質問の中で厚生労働省が示しているガイドライン、これからの介護保険制度が変わる上での指針なるものを市町村として受け取っておるんかということをお尋ねしたらそれはあると。その今後の事業運営に当たって、その指針なるものについての受けとめはどうなるかということを知ったら、指針に従って事業を進めるんだというふうにお答えになったんで、私はそここのところは非常に心配になって、こうして意見を述べさせてもらうわけですが、大竹市は幸い要支援1と2についての今後の対応については、2年間基盤整備をやったり、内容的にどういうふうにするかということをも十分考える期間として施行は2年先だということをおっしゃられるんで、それはそれでいいんですが、問題なのは厚生労働省が出した指針なるものは要支援1についてはできるだけ介護認定しないようにしなさいと、さらには自立を求めて、言葉は悪いかもわからんが、ボランティアやその他のところへ大いにやってもらうようにして、費用をできるだけ抑えるというところに立った指針になっているというふうに言われておるんです。私もこのガイドラインなるものを全て手に持つわけではありませんが、いろいろ聞いたり、あるいは書物を見ると、このガイドラインなるものが非常に問題点が多いと。これは国会でも相当論議をされたようですが、これを指針にするという答弁を聞いて、私もちょっと待てよと。もし市長初め担当課のほうで、この国の指針をもってこれからの要支援1に対する対応をやるということになると、今言いましたように、とにかく国のほうは費用を抑えろ抑えろということが目的ですから、こういう視点ではやっぱり多様な高齢者の、あるいは介護を必要とするような方への期待なり、保険を頼りにしとる皆さんのニーズに応えることができないんじゃないかということをお尋ねして非常に私は気にしてるんです。

そこで、あえて意見として討論に立ったわけですが、そういったことで、ひとつ2年間の猶予を置かれるということですから、現在日本の社会的な状況といえば非常に高齢者に対する虐待の問題だとか、あるいは生活する自体が非常に年金暮らしの人もあります。病気その他で社会的に孤立しているような状況も広がっていると、こういう方が頼るのはこの介護制度であり、福祉の分野への行政側の対応なんです。その一番の介護保険のところでおっしゃるような厚生労働省が示しておるガイドラインに沿ってその事業を進めるんだというような立場ではちょっと問題があるような気がするんで、これからの取り組みについて重々NPOやボランティア、民生委員の皆さんや自治会、社会福祉協議会などの知恵や力もかりながら、訪問活動や対応など、できるだけ高齢者の置かれている実態に合うような、ひ

とつ支援策をお願いしたいというふうに思っております。

厚生労働省のガイドライン全体がまた手に入れば、ガイドラインの内容なるものをひとつ紹介しながら、大いに議論をさせてもらいたいと思っておりますが、この条例にうたわれているように要支援1、2に関する今後2年間の取り組みについて、特に私の思いを述べさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（寺岡公章） 特に反対というわけじゃないようですが、よろしいですか。  
他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 平成26年陳情第1号 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について

○議長（寺岡公章） 日程第31、平成26年陳情第1号大竹市議会議員定数の削減を求める陳情についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

議会運営委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                    | 審査の結果 | 付託年月日   |
|----------------|------------------------|-------|---------|
| 平成26年<br>陳情第1号 | 大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について | 不採択   | 26.12.4 |

平成27年3月6日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

議会運営委員長 児玉 朋也

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは、去る平成26年12月4日本会議におきまして、議会運営委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情1件につきましては、12月11日及び3月6日の2日間、委員会を開催し結論を得ておりますので、委員

会での審査経過の概要並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

平成26年陳情第1号大竹市議会議員定数の削減を求める陳情についてでございますが、本件は相馬広章氏から提出された陳情で、その趣旨は、「大竹市の人口は依然として減少傾向にあり、また、財政状況は多額の起債もあることから窮状をきわめている。議員定数は平成19年以後削減しておらず、本市と比較される竹原市は既に14名としている現状から、平成27年8月実施の市議会議員選挙から定数を14名とすることを求める」というものでございます。

まず、12月11日の委員会では、委員に意見を求めたところ、「議員定数については現在議会改革調査会において協議している最中であるが、進捗状況はどうか」との意見があり、議会改革調査会会長から、「5月末に議員から議長に対し定数削減の申し入れがあり、6月から定数削減の取り扱いを検討している。現在のところは各会派で検討した意見を報告するという進め方である」との報告がございました。

次に、委員から、「議会運営委員会としては調査会が議長へ答申するのを待ち、その内容を踏まえて慎重に審査すべきである」との申し出があり、採決の結果、継続審査としております。

次に3月6日の委員会におきましては、調査会の答申について報告がございました。その内容は、「議員定数について、多数意見は現状維持、少数意見は削減であった。多数の主な意見は、過去定数を削減した経緯があり、これ以上の削減は多種多様な市民の声の反映が困難となる、少数の主な意見は、平成19年の議会改革検討委員会中間報告書において出した人口2,000人に対し議員1人という結論を遵守すべきである」というものでございました。

次に委員から、「調査会では、どの程度検討したのか伺う」との質疑に対しまして、「昨年の9月に1回、12月以降に5回ほど開催し、さまざまな資料をもとに検討している」との答弁がございました。

次に、陳情に対する委員の意見を求めたところ、不採択の立場で3名の委員から意見がございました。

まず、「民主主義としては、市民全員が参加しおのおの意見を述べる直接民主主義が正しいと考える。間接民主主義では選ばれる議員の数は多いほうが市民の声に近くなるが、過去から定員削減を行い、現在16名になっている。これ以上の削減は市民の声が議会に届かなくなり、また、執行部に対するチェック機能も低下すると考え、現在の議員定数を維持すべきである」との意見がございました。

次に、「調査会の答申にあった人口2,000人に対し議員1人というガイドラインは重く受けとめているが、調査会でもしっかりと議論した内容だと判断し、陳情については不採択とすべきと考える」との意見がございました。

次に、「議員定数は平成19年当時の人口2,000人に対し議員1人という考えを踏襲するのではなく、今の議会の果たすべき改革の役割や執行部との関係においての役割ということから論議をすべきである。陳情については不採択とすべきと考える」との意見がございました。



本件を起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決しております。

以上で、議会運営委員会に御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） ただいま委員長の報告をいただきまして、一、二伺いたいんでありますが、これは先ほど委員長が申されましたように、昨年11月22日に大竹市議会議長宛てに議員定数の削減の陳情を求められたものでございます。大竹市議会議長は、12月議会本会議にこの陳情を上程され、議会運営委員会に付託をされました。私は、議会運営委員会で審議されるのが本当のことだろうと思っただけであります。実は議会運営委員会では、9分間の休憩を挟んでわずか15分の審議のもとに議会改革調査会で検討するよという結論を導かれました。御存じのように議会改革調査会は、議長の諮問機関だと思うわけでありまして。要するに議会の正式な会議ではないんであります。大竹市議会の会議規則でいいますと、議会には本会議と3つの常任委員会、そして4つの特別委員会しか存在しない。議会への陳情をその大竹市議会の正式な会議でないところで議論をして導いた結論を議会運営委員会に上げて、そこで議会改革調査会の結論を追認すると。その結果、きょうのこの本会議への上程ということになっております。

そういった意味において、この陳情は大竹市議会に対して出されたものでありますから、大竹市議会の機関で粛々と議論をされるべきであったと。ところが、大竹市議会の正式な議会でないところで議論されて導いた結論をこの議会に上げて可決されようとする。ということで、私は非常に理解しにくいんでありますが、ここについてのお考えを聞かせてください。

○議長（寺岡公章） 7番、児玉朋也委員長。

○議会運営委員長（児玉朋也） 議会運営委員会としましては、あくまでも陳情審査は付託を受けた議会運営委員会で行っておりますので、運営についても何も問題ないと考えております。

○議長（寺岡公章） 9番、山崎議員。

○9番（山崎年一） 私が申し上げたのは、大竹市議会の機関でないところで審議をされたことを議会の機関が追認したということについて、委員長としてこのルールは正しいのかどうかということをお伺いしておるんで、陳情がどうかということをお伺いするんじゃないです。私があくまでも申し上げておるのは、大竹市議会の議会は本会議とさきの常任委員会と特別委員会しかない。その3つの会議以外のところで審議した結論をその議会の機関が追認するというやり方は地方自治法にも大竹市議会規則にもないことでありますから、これについての考え方を伺いとるわけでありまして。ひとつ、議長さん、いいお答えをお願いします。

○議長（寺岡公章） 7番、児玉委員長。

○議会運営委員長（児玉朋也） たびたび申し上げますけれども、あくまでも陳情審査は付託を受けた議会運営委員会で行っております。運営について何も問題がないと考えており

ます。

[発言する者あり]

○議長（寺岡公章） 考え方について委員長に御回答いただきました。

[発言する者あり]

○議長（寺岡公章） 委員会の運営のことでございますので、委員長の判断によるところだというふうに解釈いたします。

[発言する者あり]

○議長（寺岡公章） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時41分 休憩

13時44分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 議事を再開いたします。

9番、山崎議員。

○9番（山崎年一） 実は、この議会改革調査会なるものは、議会の中で若い人が出てこいということで組織された議会改革の委員であります。ですから、メンバーを見ていただきますと、議会の中で何期も当選を重ねた方はほとんどいらっしゃらん。どちらかという会長の上野副議長を除いてはみんな1期、2期の若い人ばかり入って構成をしました。それはなぜかという、議長の諮問機関だからであります。議会の正式な機関じゃないんです。しかし今回の陳情は大竹市議会の議長宛てに出されたものでありますから、正式なものであります。それをそういう中途半端といいたいまいしょうか、議会からいえば中途半端な会議でもって審議させること自体が間違ってますし、そのことが私は大きな問題だと思うわけであります。（発言する者あり）いやいや事実がそういうことですから議会改革調査会というのはそういうことで就任したから同じ会派から2人でありしとるわけですよ。（発言する者あり）いやいや違いやせんほんとじゃない。

○議長（寺岡公章） 質疑の途中ですよ。

○9番（山崎年一） ですからそういう意味においては、この議会改革調査会なるものは議長が指名をして構成されたと。そこでは議会の選出のルールにのっとって構成をされて議会で選出されたわけではありません。ですから、あくまでも議長の諮問機関、私的な諮問機関だと私は思うんでありますが、そこで市民の陳情を審査したということに私は大きな問題があると思うわけであります。

地方自治法ですね。（発言する者あり）ちょっといらんことを言わんとってください。今、審議しよるんであなたも言いたけりゃ手を挙げて発言すればええんですから。

地方自治法では、第124条に「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」とあります。大竹市議会会議規則の141条、「議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。」と、こうなっとるんです。そして、同じく大竹市議会条例の145条、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の

例により処理する」ということになっておりまして、ここの中では議会の常任委員会で審議しなさいということにされておるわけですよ。ですから、私は、常任委員会で粛々と審議をされたんなら、それは異議の申し立てようがない。ところが実際には最初の第1回目の会議ですぐ議会改革調査会に付託をして、付託といいましょうか委任をして、議会改革調査会が何回か会議を重ねて出した結論をそのまま議会運営委員会が踏襲したというのが事実でありますよ。こんな議会運営をやるから大竹市議会は節操がないと言われるんです。市民からそういう批判も受けるんです。議会としての権威を持ったきちっとした議論をするような機関を持たないけんとは思うんですが、そのことについての先ほどから私は意見を申し上げておるわけでございます。

議会改革調査会では、定数だけを審議したんじゃないです。陳情書について審議をとるんです。なぜなら、議会改革調査会の中での議論では、やれ、この陳情書は報酬のことを求めているんですとか、あるいは竹原の定数を言うところから竹原と同じにせえと言うところとか、この内容が理解できんけん参考人として招致せえとか、あるいは大竹市議会の定数は16でええということを言われて14名とする根拠は何かとか。要するに陳情に対する審議を議会改革調査会でやるとるわけですよ。それは、私は間違いだと。議会運営委員会で議論すべきだということをお願いしております。

これは私の最後の質問でありますから、今の地方自治法や大竹市議会条例に照らし合わせて、どう私の主張が違うのかということをもう一度納得できるように説明をしてみてください。以上です。

○議長（寺岡公章） 7番、児玉委員長。

○議会運営委員長（児玉朋也） 先ほどから再三によってお答えしておりますが、本件は常任委員会の議会運営委員会で起立採決の結果、起立少数により不採択いたしました。そういうことでございますので、運営について何も問題はないと考えております。

○議長（寺岡公章） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

○議長（寺岡公章） 9番、山崎年一議員。

○9番（山崎年一） 私は、本陳情に賛成すべきもの、大竹市議会議員定数を16名から14名に削減するという陳情について、本陳情の趣旨にのっとり、本年8月実施の市議会議員選挙の定数を削減するべきものと考えて、委員長報告に反対をするものでございます。先ほど来申し上げましたように、陳情は市民の権利であります。その正当な権利を議会の正式な機関で審議しないで、そういう機関できちっと審議をしないで議会改革調査会という議長の私的な諮問機関で審議をさせるというやり方について、私は法に触れると思います。この問題については市民から法廷に持ち出されるということだって可能性としてはある。こういうことを繰り返しておるから、大竹市議会は市民から批判を受けるんです。

この問題に限りません。議会の多数で決めれば法律に違反しとろうがどうだろうがええんだという考え方は私は非常に間違いを起こす原因だというふうに考えておりますし、現在法廷で争われておる問題もそうでありますし、この問題も大変な問題だと思っております。

初めに、この民意は市民の多数の意見だと私は思っております。そういった意味において、議会は真剣に受けとめなければならない。本陳情は大竹市の有権者2万3,687人中4,508筆の署名が添えて出されました。実に有権者の5.3人に1人が署名をしとるんであります。定数削減の署名を集められた方々は、市民の皆さんは快く署名に応じてくれた、市民の皆さんから激励をいただいて勇気づけられたと。また署名を断られた市民の方はごくわずかだったと。まさに定数削減は市民の声であります。定数を削減すれば民意が届かなくなると言われますが、定数削減こそが市民の声であります。市民の声を議会に届けない議員こそが私は問題であるというふうに考えております。市民の声を議会に反映する、これは議員の責務であります。市民は削減を求めているのでありますから、削減に応じるべきだ。削減すれば自分たちが大変苦勞せにやあならん、厳しい選挙を戦わにやならん、そういうことは事実であります。しかし、そういった切磋琢磨を市民の皆さんは求めていらっしゃる。

また、多様な意見が届けられないとの意見もあります。しかし、全て公務員は全体の奉仕者であり、一部の奉仕者であってはならないという憲法の定め反します。議員は大竹市民全体の奉仕者であって、全市に対して責任を負う者であります。議員定数を減らすことで意見が反映されなかった、あるいはふやすことで意見が反映されるなどということがあってはならない。大竹市議が議員としての職責を果たしていないことになります。議員の質を高めることこそが求められている、こう思います。

今回の陳情に当たり、市民グループの皆さんは市民アンケートをとられています。市内全世帯に3,000部のアンケートを均等に配布せられ、その回答数は472通であります。回答者の94%が定数を減らすと回答され、そのうち議員定数14名とするべきと答えた方が45%、議員定数12名とすると答えた方が29%、議員定数10名と答えた人が19%であります。合計すると、実に93%の回答者が大幅な議員定数の削減を求めている。このアンケート結果は、市民が議会や議員に対して大きな不満と不信を持っておると、この裏づけではないかと思えます。この回答数が少ないという批判があるかもしれませんが、しかし、大竹市議会の議会だよりで市民アンケートをとったときの回答者数から見れば、雲泥の差があります。そういった意味においても、市民の期待に応え定数を削減し、みずからを律する必要があると私は考えております。

大竹市議会は、平成19年に議員1人当たりの人数を2,000人に1人と想定をされました。議員定数を16名に削減された経緯があります。その後も大竹市の人口は減少を重ね、2月末現在2万8,245人です。2,000人で割ると議員定数は14名となります。その場その場の都合で解釈を変えるやり方は、市民から支持されない。市民の声は議員定数を削減し、議員が切磋琢磨し、市民に役立つ議員を求めているのであります。議会は19年に定数を16とした以降2回の選挙をしましたが、定数を削減しておりません。ことし8月に行われる議員選挙を現定数で実施すると、12年間定数を削減しないことになります。4,508筆の陳情を

無視するなど、私はもってのほかだと。

議員の皆さん、市民が求めているのは市民の声を真剣に聞く議員じゃあないでしょうか。そういった意味において、市民の皆さんから大竹市の議員は減さんでええ、議員をふやしてくれと、大竹の議員は立派な活動しとると、こう評価をいただけるような議会を目指して頑張っていきたいと思います。以上で、委員長報告に反対し、本陳情に賛成の討論いたします。ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

8番、北林 隆議員。

○8番（北林 隆） 今、山崎議員のお話を聞いておりましたら、まるで議会不要論を聞いたような感じがしまして非常に寂しい思いがします。私は、陳情第1号大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について、原案不採択とすべきの立場で討論をします。

本陳情は、陳情署名者4,508名により、大竹市議会の定数を現行16名から2名減の14名に大竹市議会議員定数条例の一部改正を求める陳情というふうに解しております。陳情の内容から、市民の声である議会改革として求めた過去の3件の議員報酬削減などを求める陳情が拒否されてきた。そして、平成26年7月市民アンケートの実施の結果、市民は議員定数の削減を求めていることがわかった。また、本市の依然として人口減少の傾向、多額の起債で財政は窮状、このような状況、事態を招いたのは責任は議会にもあり、そして本市と比較される竹原市は既に定数を14としている現状から、大竹市議会も平成27年8月実施予定の市議会議員選挙から定数を14とすることを求めているということでしょう。

本陳情の審査において陳情者に審議の場にお越し願ひ、陳情の内容について詳細に御説明をいただき誤解やそごがない陳情内容の解釈とそれにのっとった真摯な討議による審査が行いたかったわけですが、参考人という呼び方で非常に申しわけありませんでしたが、我々議員に対する陳情者の強いお訴え、また陳情者の御真意を直接伺うことができませんでした。非常に残念でした。陳情者の権利を放棄させたこととなりました。また、このことは恫喝であると指摘され、私自身4,508筆の署名者の代表者としての責任ある意見を陳情代表者からお伺いする気もうせてしまいました。

参考までに、12月定例会で同じときに議題として提出されたウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願では、請願者はいつでもどこでも説明に参ります、議会から招聘があれば委員会へ出席します、ぜひ皆さんの前で説明させてくださいと言われておりました。また、1名の議員から、このたびの議員定数削減の本旨は、陳情の要旨から議員の報酬や議会費など経費削減など金銭的要求をしていないことは普通に読んだらわかる、読み取れると言いつけられました。参考人招致など議員への不信感を募らせるのも、定数削減について審査すればよいとの執拗な進言があり、申しわけありませんが私自身それに則した議案の審議をさせていただきました。これに基づき、本陳情に対する私の考えを述べさせていただきます。

まず、陳情文で気になるところがありました。市民の声が拒否されることが議員定数を削減することで解消されるのか。市民の声が常に正しいとも限らず、いたずらに議会議員を悩ませるだけのときもあります。決して議員の数が少なければ市民の声が受け入れられ

るとは限らないのではないのでしょうか。本市は依然として人口減少の傾向、多額の起債で財政は窮状をきわめている。このような事態を招いた責任が議会にもあるとして、議員定数を削減する理由となり得るのか。議員定数の削減は議会費の圧縮につながり、財政負担は軽減できると思います。本陳情では議員の報酬や議会費など削減を問われているのではないのですから、人口減少の傾向の責任と多額の起債で財政は窮状の責任を、議会が議員定数を削減することで議会議員は責任を済ませたと市民に言えるのか。議員定数の削減が大竹市議会のみずから身を切る改革としても、一体誰の身を切ることになるのか。本陳情では議員の報酬や議会費などの削減を問われているのではないのであるから、大竹市議会が議員定数の削減をすることが多様な市民の声が市政に届きにくくなるということではないかと。一番不利益をこうむるのは、結果市民の皆さんではないかというふうに私は考えます。

議員定数の削減では、大竹市はどうあるべきかで議論、結論を出して、議員はそのことに自信を持って説明責任を果たすことが重要だろうと思います。当然議員定数の削減を訴える議員も、そのことから得られる市民への利益・不利益をちゃんと示す必要があります。漠然とした思いつきで吹聴しないこと、市民をあおらないこと、議員定数の削減で大竹市がすばらしくよいまちになるとは思いません。住民、地域、職域など多様な市民の声を酌み取るには、議員は少ないより多いほうが当然間違いなく効果的です。

平成19年5月、議会改革等検討委員会中間報告で、中国5県各市や近隣市町村の議員の定数条例や議員1人当たりの人口数などを参考にして、人口と議員定数の比率を人口2,000人に対して議員1名とすることで議員定数を16とした経緯があります。しかしながら人口減少社会の中、健全な議会機能の維持にはいずれかのときにはこの数値を見直さざるを得ないときが来ます。それよりも、この数値を堅持するには2,000人に対して1名が普遍であるための明確な根拠、理由づけが必要です。人口数、財政力、地理的条件、市民意識などさまざまな相違があり、他市町とは比較できない根拠のない論拠であり、不毛な議論を繰り返すだけになると思います。場合によっては議員定数の自治体間のデフレ合戦ということにもなります。

最後に、あなたとあなたを含むさまざまな市民と波長が合わない議員も必ずいます。しかし波長が合わないから波長が合わない議員が無能であるとか、仕事ができないとか悪い人であるとか決めつけてはいけません。その波長が合わない議員も選ばれた議員です。あなた以外の市民から負託を受けて今この場で議員としております。風評に乗って憶測で大竹市議会やその議員を根拠なく否定してほしくありません。議員がそれぞれ皆努力していると考えます。議員定数削減や議員報酬削減で悪者さがしの道具に使ってほしくありません。議会や議員を批判するための手段、そのためには使っていただきたいということで、以上で原案不採択の討論とします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

12番、原田 博議員。

○12番（原田 博） 私は、議会運営委員会に御付託されました平成26年陳情第1号大竹市議会議員定数の削減を求める陳情について、委員長報告どおり不採択の立場でもって、あ

えて意見を述べさせていただきます。皆様には御了承方よろしくお願ひいたします。

さて、市民の利益を確保する間接民主主義としての代弁者、あるいは議会の議員の人数が多いほど市民の声が反映できる、これ以上議員の数を減らすべきではない、議会のチェック機能の低下も予想される、また人口比という狭い枠組みでもって議論をすべきではない、置かれている市町村議会の役割がどうかである、今後の議会改革が大事である、さらには定数減により市民の声を閉ざすべきではない、過去に人口比で削減したと経緯があるが、地方自治・地方行政の役割として単なる人口比でのよしあしでもって判断をすべきではない、全国的には大竹よりも人口が少ない自治体が議員定数を維持している、住民の声が反映できるようにすべきだなどなど、議員定数については何度も開催されました議会改革調査会、また議会運営委員会での会員、委員の皆様の発言、思い、意見は千差万別です。

一方、平成19年5月31日付大竹市議会改革等検討委員会中間報告書で示されましたように、当時の議員定数の2名削減に関し、人口と議員定数の比率を人口2,000人に対して議員1名とすると、大竹市にとって必要な議員定数は16人となるとの結論を得て現在に至っております。先ほどの委員長報告や討論では、定数削減への会員の思い、委員の思い、そして考えなどについて述べられましたが、市民の皆さんの声を聞く、住民の声が反映できる、市民の声を閉ざすべきではないと言われますが、私個人の意見としてはそのようなことは議員としてはごく当然であり、それらのことを十分に認識した上で今までの議案の賛否について意思決定をされてきたものと理解をいたしております。

それでは定数の基準は一体何をもって判断・結論とするかは、今回は明確ではありませんでした。人口減少、高齢化社会での一定の議員を確保する必要性など、定数の歯どめを含めた今後の議員定数のあり方に向け、幅広い視点からの議論があったかどうか問われるものと考えます。大勢的には多くの委員さん、議員さんがこの陳情には不採択の意向でもありますし、議会改革調査会、そして議会運営委員会には私たちの会派代表もメンバーであり、それぞれの会で方向性を示された、決定されたことには尊重いたしますが、今回の議員、議会の思いでもって、果たして市民に御理解・御納得いただけるかは疑問です。次に向け議員・議会としての市民の皆さんへの説明責任は残りますし、果たしていかねばなりません。

終わりに、議会に対する市民の声は想像以上に厳しいものがあります。一般の有権者からは遠く存在感が薄い、多くの住民にとって役に立っているとの実感が少ないことも事実です。これを機会に、行政と住民との媒介機能の強化を含め議会としての役割について重要性を再認識する必要があると思えます。以上、るる申し上げましたが、議会改革調査会、議会運営委員会の流れを尊重することから、この陳情には委員長御報告どおり反対、不採択といたします。以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

ここで念のため御説明いたします。

委員長の報告は不採択であります。ここでは採択すべきかどうかを諮ることになります。よって、採決に当たりましては、委員長の不採択の報告にかかわらず、陳情第1号を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺岡公章） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 議案第33号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第32、議案第33号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長兼福祉事務所長 正木丈治 登壇]

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 議案第33号大竹市国民健康保険条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、平成27年3月4日に国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、大竹市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険料の基礎賦課額に係る限度額を51万円から52万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る限度額を16万円から17万円に、介護納付金賦課額に係る限度額を14万円から16万円に引き上げるものでございます。

この結果、現行の賦課限度額81万円を4万円引き上げ、85万円とするものでございます。

また、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち5割軽減と2割軽減について、判定所得基準を引き上げるものでございます。

まず、5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額といたしまして24万5,000円に被保険者数を乗じて算定しているところを26万円に改めるものでございます。

次に、2割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして45万円に被保険者数を乗じて算定していたところを47万円に改めるものでございます。

これらの改正により、中間所得層の被保険者負担の軽減と軽減対象となる被保険者を拡充するものでございます。

なお、本条例の施行日は平成27年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、従前の例によるものとしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第33号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。



○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第33 議案第34号 大竹市議会委員会条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第33、議案第34号大竹市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○議会運営委員長（児玉朋也） それでは、議案第34号大竹市議会委員会条例の一部改正についての提案理由の説明をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布により、地方自治法の一部が改正され、教育委員会の委員長と教育長を一本化した教育長が新たに設置されるため、大竹市議会委員会条例の該当箇所について「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改正するものでございます。

なお、改正条例の施行期日は、附則において、平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第34号大竹市議会委員会条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月25日までの14日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月25日までの14日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

この際、御通知いたします。

本日、本会議終了後、午後2時30分から第1委員会室におきまして予算特別委員会を開催いたします。また、3月18日午後1時から生活環境委員会を、ただし予算特別委員会が3月18日午後1時を越えて開催される場合は、その終了後、生活環境委員会を第1委員会室で開催する旨、委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。関係者はお含みの上、御参集ください。

3月26日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時19分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年3月11日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 大 井 渉

大竹市議会議員 網 谷 芳 孝

+